

教育委員会の共同設置

(県教育委員会、賀茂振興局)

1 要旨

第 12 回の専門部会（行政経営研究会部会（賀茂 1 市 5 町の教育長等で組織）を兼ねる）を開催したので、その概要を報告する。

2 会議の概要

(1) 日 時 平成 29 年 2 月 6 日（月）

(2) 場 所 下田総合庁舎会議室

(3) 議題・確認内容

ア 「賀茂地域教育振興方針（案）」及び「今後の進め方」

- ・「賀茂地域教育振興方針（案）」（別紙 1）について、県教委及び賀茂 1 市 5 町教委間で合意した。

※第 11 回賀茂地域広域連携会議（H28. 12. 16）からの修正点なし

- ・指導主事の共同設置による業務が順調に進むようになった時点（平成 29 年 6 月以降）で、「方針の数値目標」達成や「最重点プロジェクト」推進に向けて、推進体制、役割分担等について、県教委及び賀茂 1 市 5 町教委間で協議する。

イ 指導主事共同設置に係る共同設置規約の制定及び連携協約の締結

- ・賀茂 5 町において、平成 29 年 4 月 1 日から指導主事 3 人を共同設置する旨を内容とした規約を制定（法定上の協議の合意：平成 29 年 1 月 31 日）した。
- ・県と賀茂 1 市 5 町、賀茂 1 市 5 町間において、指導主事の職務について、連携して取り組んでいく旨を内容とした連携協約を締結（締結日：平成 29 年 1 月 31 日）した。
- ・共同設置する指導主事は、地区別担当・業務担当制とする。学校への訪問指導、教科指導、生徒指導、教職員研修などに取り組む。

ウ 賀茂地域教育振興センター設置（別紙 2）

- ・設置場所 下田総合庁舎 6 階
- ・構 成 員 市町：下田市指導主事（1 人）、賀茂 5 町共同設置指導主事（3 人）
県：静東教育事務所下田駐在（1 人）、県幼児教育アドバイザー（1 人）
- ・準備状況 平成 29 年 4 月 3 日から執務が開始できるよう、県及び賀茂 5 町が分担して、必要な備品・消耗品及び執務室の整備を進める。

3 今後の予定

時期	予定
平成 29 年 4 月 3 日	・賀茂地域教育振興センターの開所
平成 29 年 5 月以降	・指導主事の共同設置に係る業務報告及び連携内容の調整 ・賀茂地域教育振興方針の進捗状況の確認及び施策に係る事業の具体化 ※地域による高校の魅力化、大学・大学院等の誘致など

賀茂地域教育振興方針（案）の概要

（教育総務課、義務教育課）

- 1 作成主体 賀茂 1 市 5 町教育委員会及び県教育委員会
- 2 目的 児童生徒数の減少などによる賀茂地域の教育分野の課題に対応し、地域が持続的かつ一体的に発展していけるよう、賀茂 1 市 5 町が共通して取り組む施策をパッケージ化した方針を策定する。
- 3 「現状及び課題」並びに「課題検討に当たっての視点」
 - (1) 現状及び課題
 - ア 基礎的データ（将来予測を含む。）
人口推移、児童・生徒数の推移、学校・学級数など
 - イ 賀茂 1 市 5 町における既存施策の整理・分析
人口減少に対応して共通で取り組んでいる施策として、「幼保・小・中・高の連携」、「ICT活用による教育の質の維持・向上」、「郷土愛を育む教育環境の整備」などがあげられる。
 - ウ 児童・生徒数の減少（単・複式学級）などによって危惧される主な課題
切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくいことなど
 - (2) 課題検討に当たっての視点
 - ア 「国・県等の指針」等による課題及び対応
 - イ 先進的な取組事例（島根県海士町の高校教育魅力化プロジェクト）など
- 4 「基本目標」及び「教育ビジョン」
賀茂 1 市 5 町では、共通のキーワードとして、「ふるさとに誇り・愛着を持つ」や「地域の人材は地域で育てる」を重視していることから、

- ・ふるさとに誇り・愛着を持ち、地域の発展に貢献できる人づくり
- ・学校・家庭・地域が連携し、地域全体で「賀茂の子」を育てる環境づくり
- ・学校教育・社会教育の魅力化により、教育で人を呼び込む地域づくり

を、基本目標（計画期間：平成 28 年度から平成 31 年度）として設定。

教育ビジョン（基本目標達成のための取組の具体化）

- 幼保・小・中・高の一体となった学校教育
- 大学・大学院との連携（大学の研修・研究の場、地域課題への取組）
- 既存ストックの有効活用（廃校、余裕教室等）
- 人的ネットワーク及び施設間連携の構築（地域人材・指導者の登録、コミュニティ・スクールの推進、図書館等の相互利用等）

を 4 本柱とし、今後、賀茂 1 市 5 町において共通して取り組む施策のパッケージ化を行う。

<具体的な取組の一例>

- ・学校連携強化に向けた取組の検討（市町間における教育活動の合同開催など）
- ・「静岡大学と賀茂地域 1 市 5 町教育委員会間における相互連携の協定」の締結
- ・余裕教室、遊休施設などの活用方法の検討（放課後児童クラブなどへの活用）
- ・賀茂地域教育サポーター推進組織の設立（PTA、大学、地元企業、NPOなどの参画）

賀茂地域教育振興方針（案）

平成 29 年 2 月

賀茂地域広域連携会議

はじめに

賀茂地域においては、人口減少及び少子化が進行しており、児童生徒数は減少の一途をたどっています。また、現状においても、ほとんどの学校が単学級により授業を行っており、競争の不足や人間関係の固定化による弊害が危惧されているところです。

このような中、県及び賀茂1市5町においては、平成27年4月に賀茂地域広域連携会議を設置し、地域の課題解決に向け、当地域の一体的な振興を図るための方針又は計画の協議を進めています。

特に教育分野においては、県及び関係市町の行政担当課等により専門部会を設置し、学校指導体制の強化について協議した結果、平成29年度から5町で3人の指導主事を共同で設置することを決定しました。これに加え、下田市及び県の指導主事が連携して学校指導や教科指導に取り組んでいくこととしています。

さらに、将来にわたる人口減少などによる教育分野の課題に対応していくため、指導主事の共同設置を足がかりに更なる広域連携を推進していくことを関係者間で合意したところです。

本方針は、このような状況を踏まえ、5年後、10年後の地域の状況やあるべき教育の姿を見据え、課題に的確に対応していくことを目的としています。具体的には教育の質の維持向上や地方創生に向けて、県及び賀茂1市5町が一体となって、効果的な施策を推進してまいります。

本方針の施策を着実に推進することにより、賀茂地域で育った子どもたちが、ふるさとに愛着を持ち、地域の発展に貢献できるよう学校・家庭・地域が連携して心に残る教育を充実させていきます。

目 次

第1章 賀茂地域における教育の現状及び課題

1 賀茂地域における理想の教育の姿	1
2 基本目標	1
3 総合計画等における数値目標（参考指標）	2
4 現状及び課題	
(1) 基礎的データ（将来予測を含む。）	
ア 人口	4
イ 児童・生徒数	8
ウ 学校・学級数	10
エ 全国学力・学習状況調査結果（平均正答率）	13
オ 児童生徒の問題行動等の状況	14
カ 社会教育施設（図書館、公民館等）の整備状況等	15
(2) 賀茂1市5町における既存施策の整理・分析	19

第2章 課題検討に当たっての視点

1 「国・県等の指針」等による課題及び対応	
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン（抄）	21
(2) 静岡県的人口減少対策への提言（抜粋）	22
2 先進的な取組（島根県海士町における高校教育の魅力化プロジェクト）	24

第3章 教育ビジョン（課題に対応した施策のパッケージ化）

1 幼保・小・中・高の一体となった学校教育（市町内のタテの接続、他市町とのヨコの連携）	
(1) 教育大綱等による関連施策の位置付け	26
(2) 今後共通して取り組む施策	
① 市町内・市町間の学校連携強化	27
② 人口減少に対応した教育の質の維持向上	27
2 大学、大学院等との連携（大学の研修・研究の場、地域課題への取組）	
(1) 教育大綱等による関連施策の位置付け	28
(2) 今後共通して取り組む施策	
賀茂1市5町と大学等との連携の推進	30

3	既存ストックの活用（廃校、余裕教室等）	
(1)	教育大綱等による関連施策の位置付け	31
(2)	今後共通して取り組む施策	
	学校施設の複合化や大学・専門学校などへの活用検討（誘致）	33
4	人的ネットワーク及び施設間連携の構築（地域人材・指導者の登録・活用、コミュニティ・スクールの推進、図書館等の相互総利用等）	
(1)	教育大綱等による関連施策の位置付け	34
(2)	今後共通して取り組む施策	
	賀茂地域教育サポーター推進組織の設立（広域人材マッチング）	36
第4章	目標達成に向けての工程表	37
第5章	教育ビジョンにおける最重点プロジェクト	39
第6章	県・国等による主な支援制度（平成28年度）	
(1)	県事業	41
(2)	国（内閣府）事業	42
(3)	国（文部科学省）事業	42
(4)	大学・民間団体等事業	43

第1章 賀茂地域における教育の現状及び課題

1 賀茂地域における理想の教育の姿

賀茂1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）においては、それぞれの教育大綱等で教育理念を以下のとおり示している。

- ★開国のまちから 夢をつなぐ「未来の人づくり」「自ら学ぶ人づくり」【下田市】
- ★「心ゆたかな人をはぐくむ生涯学習の推進と文化の創造」【東伊豆町】
- ★「豊かな心身を育むまちづくり」【河津町】
- ★「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む」【南伊豆町】
- ★「未来を担う人材を育むまちづくり」
～家庭・学校・地域が連携し、郷土に根づいた子どもを育てよう【松崎町】
- ★「夢をはぐくみ、ふるさとを語れる人づくり」【西伊豆町】

また、これらの教育理念を土台に、理想の学校教育の目標を以下のとおり具体化している。

- 自分のまちや学校、自分自身に誇りのもてる「未来の人づくり」【下田市】
- 「こころざし」を持ってたくましく生きる子どもをはぐくむ【東伊豆町】
- 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む【河津町】
- 強い南伊豆っ子の育成【南伊豆町】
- 「ふるさとの文化の薫りに包まれ、地域とともに育つ松崎の子の育成」
～「心に残る教育」の充実～【松崎町】
- 教育の充実－西伊豆で、育ち・育てる－【西伊豆町】

これらから、賀茂地域においては、共通のキーワードとして、「ふるさとに誇り・愛着を持つ」や「地域の人材は地域で育てる」を重視し子どもたちを育てている。

2 基本目標

賀茂1市5町において、理想の教育目標に向けて子どもたちを育てていくためには、地域が一体となって施策を推進していくことが必要である。

そこで、賀茂地域の理想の教育を実現するための基本目標を下記のとおり定め、この目標の達成に向けて、平成31年度までの4年間、集中して施策を展開する。

- ふるさとに誇り・愛着を持ち、地域の発展に貢献できる人づくり
- 学校・家庭・地域が連携し、地域全体で「賀茂の子」を育てる環境づくり
- 学校教育・社会教育の魅力化により、教育で人を呼び込む地域づくり

3 総合計画等における数値目標（参考指標）

各市町においては、「総合計画」、「教育大綱」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにより数値目標を設定し、教育施策を推進している。本方針では、そのうち、上記に掲げる「理想の教育の姿」に直結する指標を再掲し、前倒しの目標達成を目指す。

(1) 下田市

	意識系指標（市民満足度）	現況	目標値	
		平成21年度	平成27年度	平成32年度
生涯学習	生涯学習の充実に満足している市民の割合	47%	57%	67%
文化・芸術	郷土教育や芸術文化活動の振興に満足している市民の割合	52%	61%	70%
スポーツ	スポーツ施設やスポーツ活動の振興に満足している市民の割合	49%	59%	69%
就学前教育・学校教育	幼児教育や学校教育の充実に満足している市民の割合	41%	51%	61%
青少年健全育成	青少年教育の充実に満足している市民の割合	29%	39%	50%

(2) 東伊豆町

	指標	現状値	目標値
		平成22年度	平成28年度
幼児教育の充実	家庭づくりと幼児教育への満足度	70.7%	80%
学校教育の充実	学校教育への満足度	73.5%	80%
子ども・青少年の健全育成	青少年の健全育成への満足度	75.3%	80%
生涯学習の充実	生涯学習の満足度	79.4%	80%
文化・スポーツ活動の振興	地位文化の継承・創造への満足度	76.0%	80%
	スポーツ・レクリエーションへの満足度	75.1%	80%

(3) 河津町

	指標	現状値	目標値
		平成27年度	平成31年度
郷土を誇りに思う人材の育成	遊び名人塾参加者	56人	70人
	緑の少年団参加者	38人	40人
持続可能な地域づくり	郷土学習延べ参加者数	104人	150人

(4) 南伊豆町

	指標	現状値	目標値
		平成27年度	平成31年度
子育てが 楽しいま ちプロ ジェクト	中学校卒業時に「将来南伊豆町に帰ってきたい」と思う子どもの割合	—	40%
	下田高校南伊豆分校を卒業した後、町内で就職・就農した生徒の数	42% (賀茂地域での 就農率約80%)	50% (賀茂地域での 就農率約85%)

(5) 松崎町

	指標	現状値	目標値(累計値)
		平成27年度	平成32年度
「心に残る教育」の充実による松崎の子の育成	松崎高校入学者数	—	100人
子育て・教育の循環の仕組みづくり	地元小中高生と大学生との交流事業	—	5件

(6) 西伊豆町

	指標	現状値	目標値
		平成27年度	平成32年度
教育の振興	全国学力調査平均値を上回る小中学校	—	5校(全校)

4 現状及び課題

賀茂地域における教育分野の現状及び課題は以下のとおりである。

(1) 基礎的データ (将来予測を含む。)

ア 人口

(ア) 人口推移

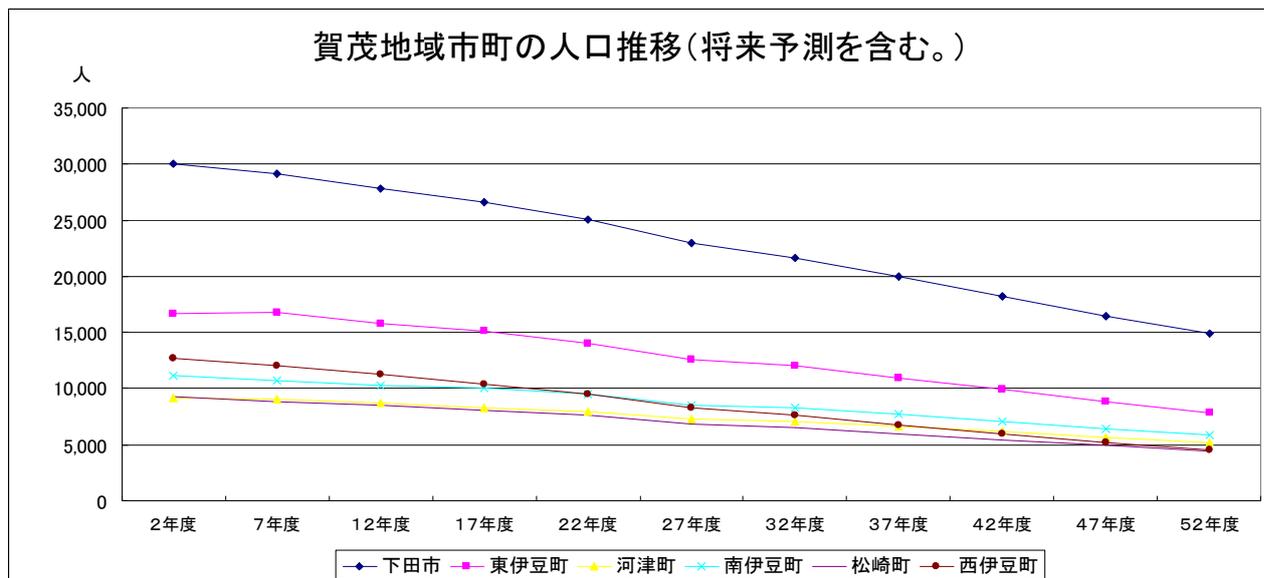
賀茂地域の人口は、25年後の2040年(平成52年度)に約2万人減少(4割減)し、約4万人となる見込み。【対策なしの場合】

(単位:人)

	2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度	37年度	42年度	47年度	52年度
下田市	30,081	29,103	27,798	26,557	25,013	22,926	21,677	19,943	18,192	16,479	14,863
東伊豆町	16,719	16,741	15,807	15,165	14,064	12,627	12,036	10,965	9,885	8,820	7,830
河津町	9,118	9,036	8,705	8,303	7,998	7,307	7,087	6,604	6,130	5,675	5,235
南伊豆町	11,200	10,725	10,304	10,003	9,516	8,511	8,318	7,683	7,060	6,457	5,879
松崎町	9,266	8,841	8,515	8,104	7,653	6,837	6,543	5,985	5,451	4,933	4,448
西伊豆町	12,696	11,983	11,268	10,372	9,469	8,234	7,638	6,774	5,962	5,216	4,540
計	89,080	86,429	82,397	78,504	73,713	66,442	63,299	57,954	52,680	47,580	42,795
比較指数	100	97	92	88	83	75	71	65	59	53	48

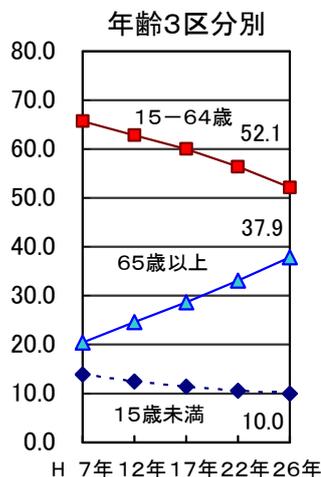
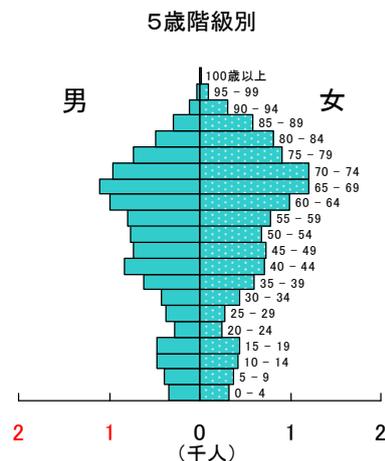
〔資料〕平成2～27年度:総務省統計局「国勢調査」

平成32～52年度:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」(平成25年3月推計)

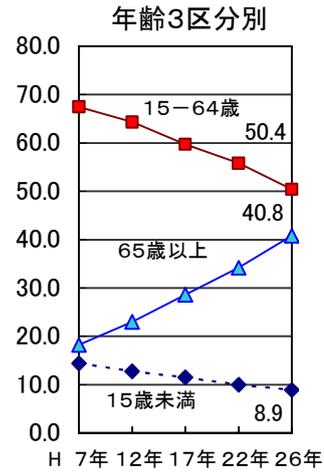
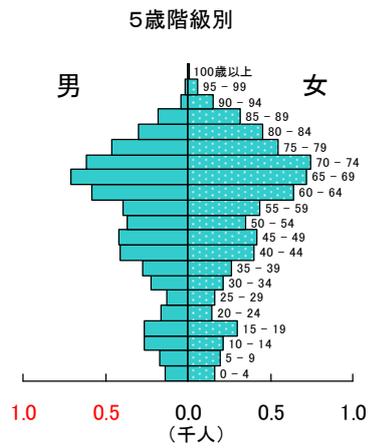


(イ) 年齢構成 (平成26年10月1日現在)

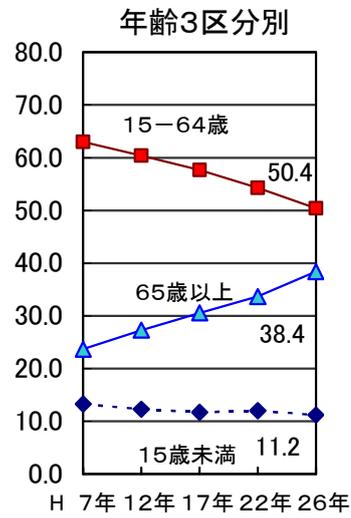
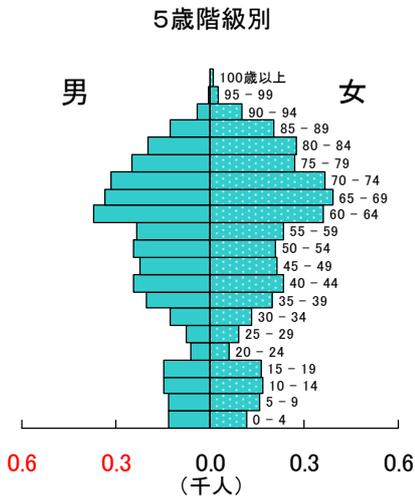
① 下田市



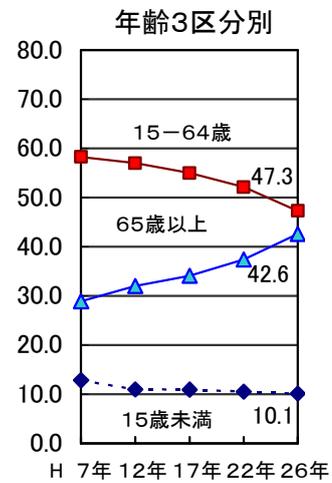
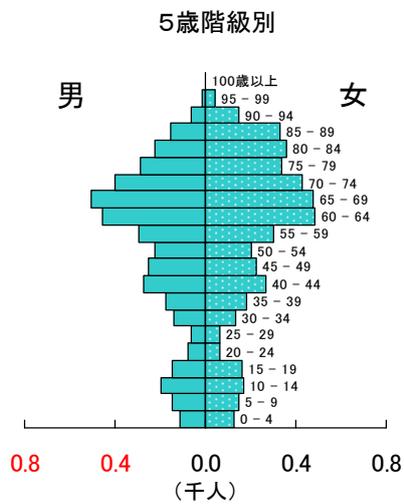
② 東伊豆町



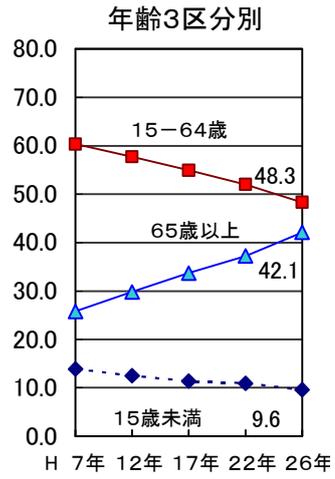
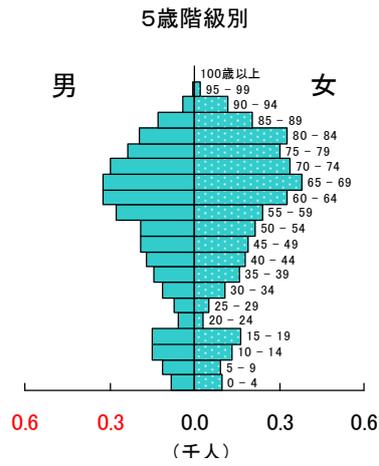
③ 河津町



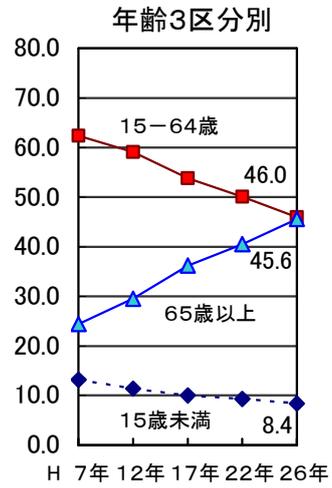
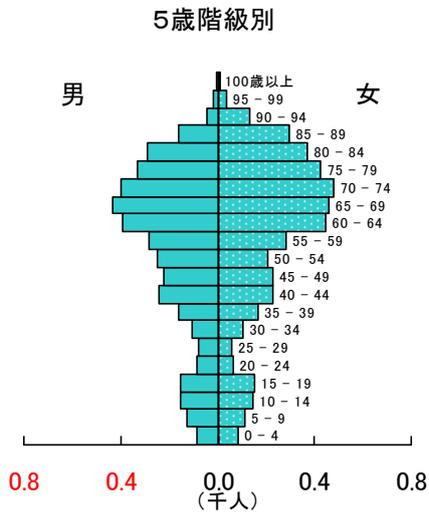
④ 南伊豆町



⑤ 松崎町



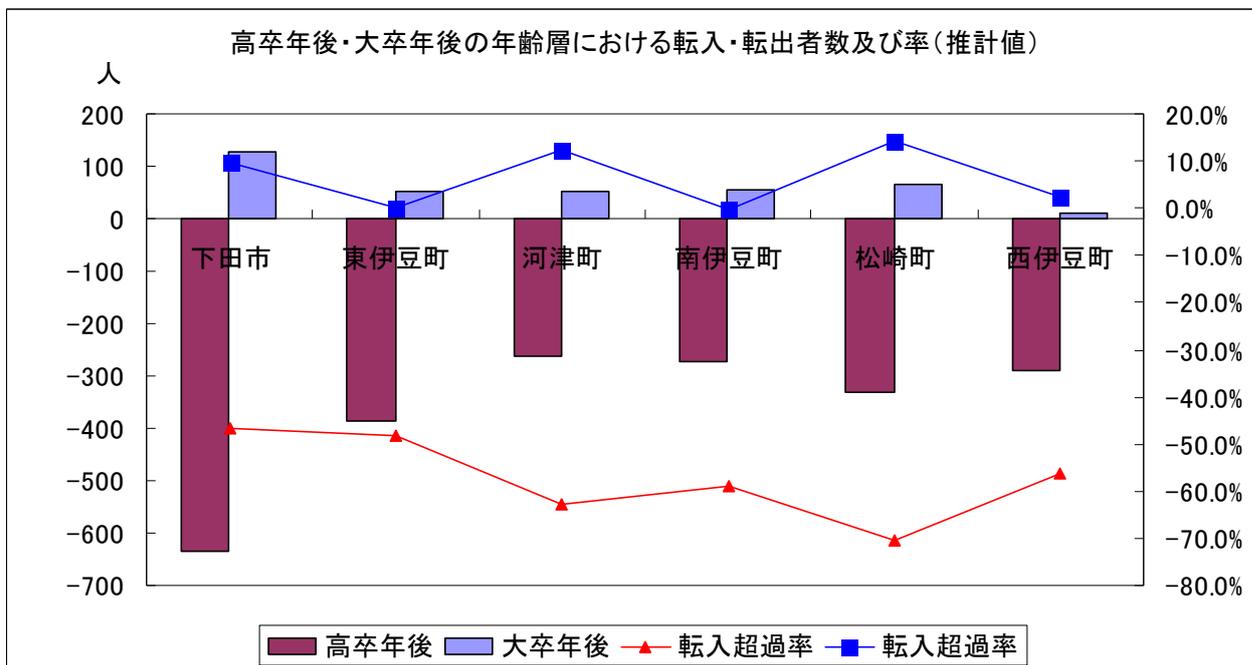
⑥ 西伊豆町



※資料：静岡県統計調査課「静岡県年齢別人口推計」

(ウ) 各市町における高卒年後、大卒年後の年齢総における人口移動

各市町別に、高卒年後及び大卒年後の年齢層における転入・転出超過数(推計値)を人口に対する率で表すと以下のとおりとなる。



転入超過数 大卒年：平成 22 年国勢調査の 23～27 歳人口から平成 17 年国勢調査の 18～22 歳人口を差し引いて推計

高卒年：平成 17 年国勢調査の 18～22 歳人口から平成 12 年国勢調査の 13～17 歳人口を差し引いて推計

転入超過率＝転入超過数／平成 12 年国勢調査の 13～17 歳人口

- 高卒年後は全市町で転出超過(マイナスの転入超過)となっており、賀茂地域全体では人口の 50%以上の転出超過となっている。
- 大卒年後は全市町で転入超過となっており、賀茂地域全体では人口の約 10%の転入超過となっている。

イ 児童・生徒数

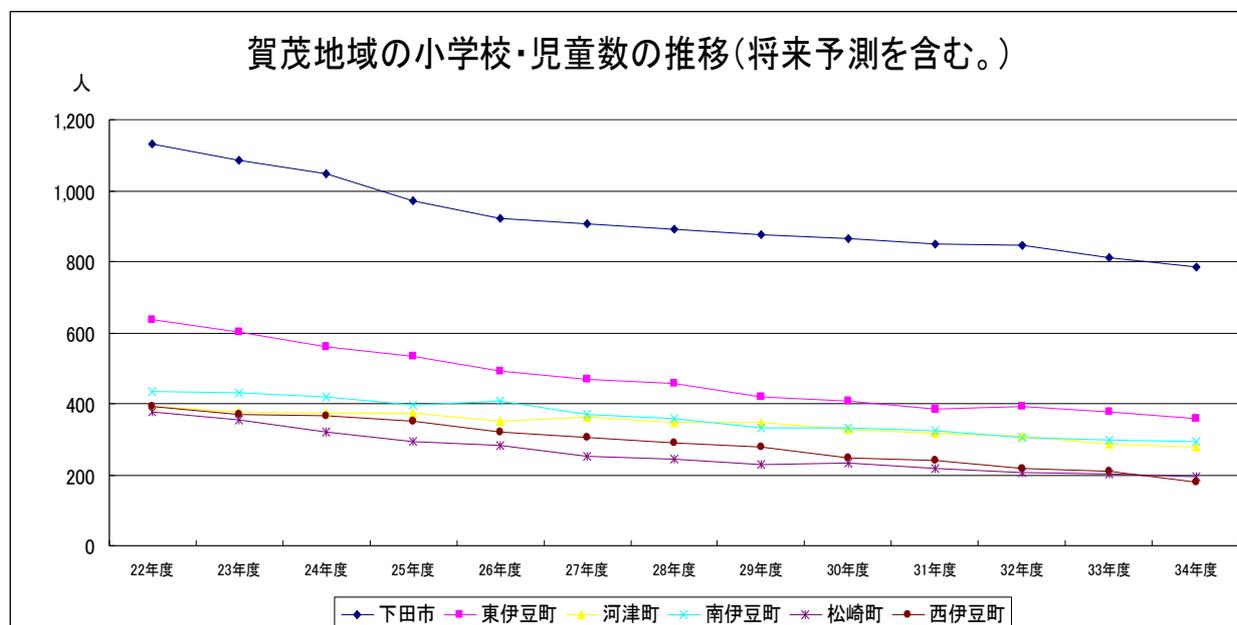
(7) 小学校・児童数

賀茂地域の小学校・児童数は、6年後の2022年（平成34年度）に約500人減少（2割減）し、約2,000人となる見込み。【現時点においても約9割の学年が単学級】

(単位:人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
下田市	1,131	1,084	1,047	970	921	906	893	877	864	849	845	812	783
東伊豆町	637	603	561	534	493	467	459	420	409	385	394	377	360
河津町	394	376	374	372	352	361	347	345	327	315	307	287	277
南伊豆町	433	432	418	395	406	370	357	331	333	324	303	297	294
松崎町	376	353	321	294	281	250	243	229	231	218	205	202	196
西伊豆町	391	368	367	349	320	306	289	277	246	241	218	209	180
計	3,362	3,216	3,088	2,914	2,773	2,660	2,588	2,479	2,410	2,332	2,272	2,184	2,090
比較指数	100	96	92	87	82	79	77	74	72	69	68	65	62

※県教育委員会義務教育課試算による。



(1) 中学校・生徒数

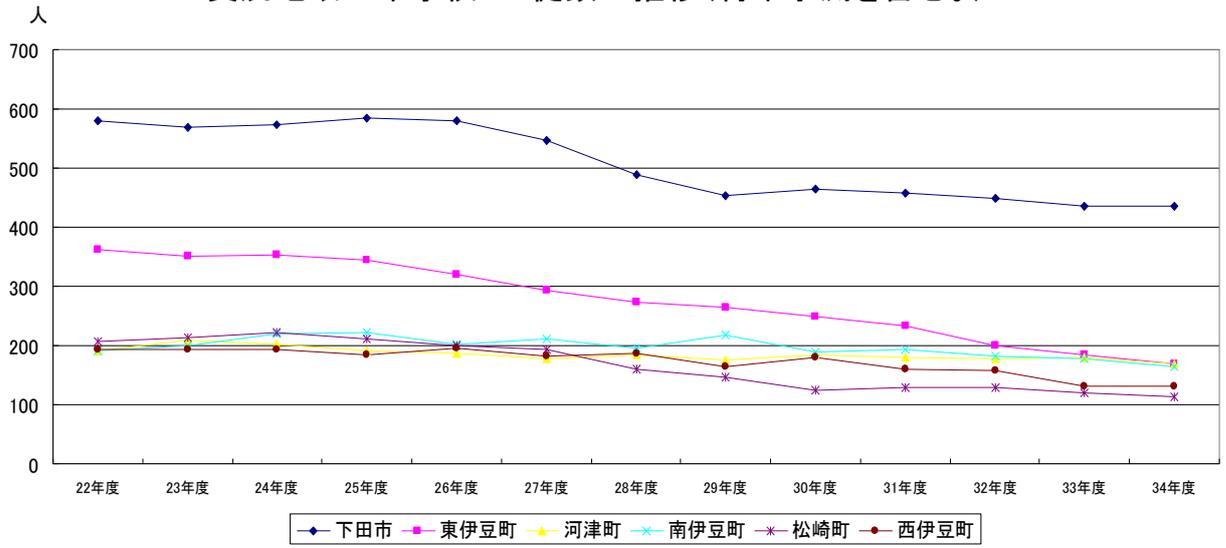
賀茂地域の中学校・生徒数は、6年後の2022年（平成34年度）に約300人減少（2割減）し、約1,200人となる見込み。

(単位:人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
下田市	579	569	573	585	581	546	488	453	464	458	448	435	436
東伊豆町	363	352	354	344	319	294	274	265	248	233	201	184	170
河津町	192	208	202	191	187	178	185	176	185	181	178	180	168
南伊豆町	192	200	219	223	202	212	195	218	190	193	182	177	164
松崎町	206	214	222	211	201	194	161	146	124	130	129	121	113
西伊豆町	194	193	193	184	196	182	186	165	179	161	157	132	132
計	1,726	1,736	1,763	1,738	1,686	1,606	1,489	1,423	1,390	1,356	1,295	1,229	1,183
比較指数	100	101	102	101	98	93	86	82	81	79	75	71	69

※県教育委員会義務教育課試算による。

賀茂地域の中学校・生徒数の推移(将来予測を含む。)



ウ 学校・学級数

(7) 小学校（学校数 20 校、児童数 2,660 人、学級数 150、教員数 256 人）

市町名	学校名	児童数	学級数	教員数
下田市（7）	稲梓	93	6	90
	稲生沢	186	8	
	白浜	85	6	
	浜崎	104	6	
	下田	254	12	
	大賀茂	67	6	
	朝日	117	6	
東伊豆町（3） ※複式学級あり	稲取	267	13	44
	熱川	177	9	
	大川	23	4	
河津町（3）	東	63	6	37
	西	63	6	
	南	235	11	
南伊豆町（3） ※複式学級あり	南中	173	10	36
	南上	49	5	
	南伊豆東	148	6	
松崎（1）	松崎	250	10	14
西伊豆（3）	仁科	161	7	35
	田子	59	6	
	賀茂	86	7	
計		2,660	150	256

(4) 中学校（学校数 12 校、生徒数 1,606 人、学級数 68、教員数 167 人）

市町名	学校名	生徒数	学級数	教員数
下田市（4）	稲梓	52	3	56
	稲生沢	130	5	
	下田東	120	4	
	下田	244	9	
東伊豆町（2）	稲取	156	7	31
	熱川	138	8	
河津町（1）	河津	178	7	16
南伊豆町（2）	南伊豆東	77	3	24
	南伊豆	135	7	
松崎（1）	松崎	194	7	17
西伊豆（2）	西伊豆	114	5	23
	賀茂	68	3	
計		1,606	68	167

(ウ) 高等学校（学校数 4 校、生徒数 1,476 人、教員数 134 人）

市町名	学校名	生徒数	教員数
下田市（1）	下田	741	63
東伊豆町（1）	稲取	322	28
南伊豆町（1）	下田南伊豆分校	111	13
松崎町（1）	松崎	302	30
計		1,476	134

(イ) 特別支援学校（学校数 2 校）

市町名	学校名	設置学部
下田市（1）	東部特別支援伊豆下田分校	小学部・中学部 (知肢併置)
松崎町（1）	東部特別支援伊豆松崎分校	高等部 (知肢併置)

(オ) 公立幼稚園（園数 9 園、在園者数 378 人、学級数 27、教員数 46 人）

市町名	幼稚園名	在園者数	学級数	教員数
下田市（1）	下田	57	3	7
東伊豆町（3）	稲取	114	9	15
	大川			
	熱川			
河津町（1）	さくら	108	6	7
松崎町（2）	松崎幼稚園中川園	48	3	9
	松崎幼稚園岩科園			
西伊豆町（2）	仁科	51	6	8
	賀茂			
計		378	27	46

(カ) 公立幼保連携型認定こども園（園数 4 園、在園者数 438 人、学級数 19、教員数 71 人）

市町名	こども園名	在園者数	学級数	教員数
下田市（1）	下田認定こども園	197	7	31
南伊豆町（2）	南伊豆認定こども園	206	9	31
	南崎認定こども園			
西伊豆町（1）	伊豆海認定こども園	35	3	9
計		438	19	71

資料：県統計調査課「平成 27 年度静岡県学校基本統計（学校基本調査報告書）」

賀茂地域における小・中・高等学校の位置図



●小学校、△中学校、◎高等学校、☆廃校(2000年以降に廃校となった学校)

エ 全国学力・学習状況調査結果（平均正答率）

賀茂1市5町における「平成27年度全国学力・学習状況調査」の平均正答率は、ほぼ全国並みである。

※各市町の平均正答率をベースとし、加重平均（児童生徒数）により算出

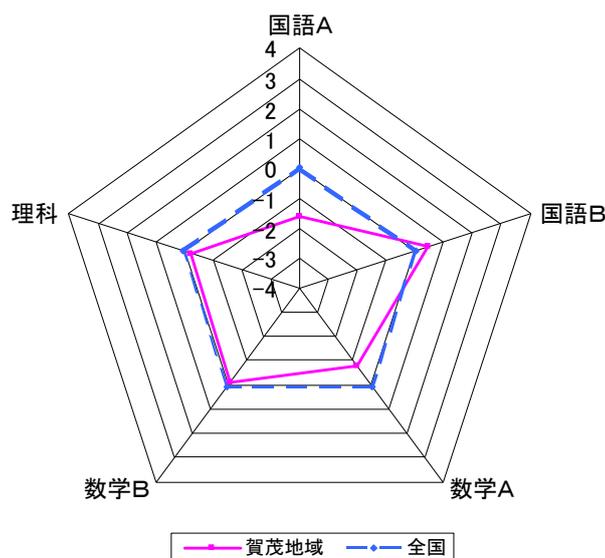
(7) 小学校

	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
賀茂地域(A)	73.4	65.5	78.7	44.5	60.8
静岡県(B)	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8
差(A)-(B)	3.4	0.1	3.5	-0.5	0

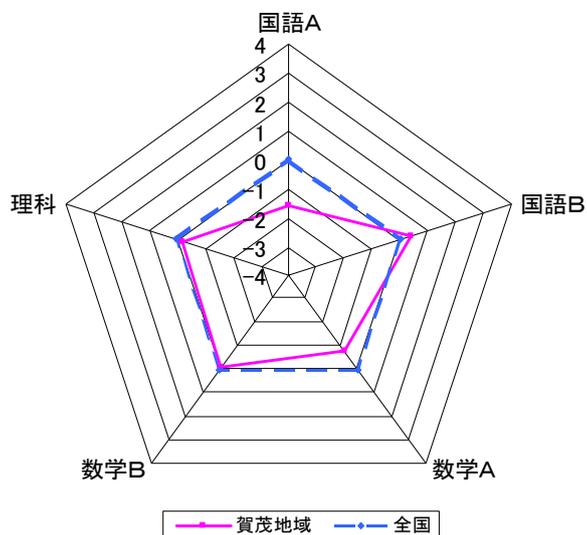
(1) 中学校

	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
賀茂地域(A)	74.2	66.2	63.6	41.5	52.8
静岡県(B)	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0
差(A)-(B)	-1.6	0.4	-0.8	-0.1	-0.2

小学校



中学校



オ 児童生徒の問題行動等の状況

賀茂1市5町における平成26年度の「児童生徒の暴力行為、いじめ等の状況」は、県全体と比較すると発生件数等はほぼ平均以下である。

(ア) 暴力行為及びいじめの状況

a 小学校

① 暴力行為

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			
	校内	校外	計	校内	校外	計	校内	校外	計	1,000人発生件数
件数	2	4	6	4	1	5	7	2	9	3.25

※平成26年度の県全体1,000人当たりの発生件数は2.84件

② いじめ

平成24年度				平成25年度				平成26年度			
認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)	認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)	認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)
15	67	50	74.6%	11	35	29	82.9%	10	27	23	85.1%

※平成26年度の県全体の解消率は72.4%

b 中学校

① 暴力行為

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			
	校内	校外	計	校内	校外	計	校内	校外	計	1,000人発生件数
件数	35	2	37	33	2	35	19	0	19	10.26

※平成26年度の県全体の1,000人当たりの発生件数は12.68件

② いじめ

平成24年度				平成25年度				平成26年度			
認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)	認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)	認知した学校	件数(A)	解決済みの件数(B)	解消率(B)/(A)
8	94	84	89.4%	5	15	9	60.0%	5	13	12	92.3%

※平成26年度の県全体の解消率は68.1%

(イ) 理由別長期欠席児童・生徒数（平成26年度小・中）

	計	病 気	経済的理由	不登校	その他
小学校	19	5	—	14	—
中学校	54	5	—	47	2

カ 社会教育施設（図書館、公民館等）の整備状況等

(7) 社会教育施設数

賀茂地域における社会教育施設の整備状況は、人口同規模の市町と比較すると総数では大差がないが、市町ごとに比較すると整備が進んでいない地区がある。

市町別社会教育施設数

市町名	公民館				公民館 類似	図書館 (公立)	博物館（公立）			博物館（私立）			青少年 施設	女性教育 施設	文化会館		生涯学 習施設 等
	合計	中央館	地区館	分館			博物館	相当	類似	博物館	相当	類似			公立	私立	
下田市	6	1	5	0	0	1	0	0	1	2	1	6	0	0	1	0	0
東伊豆町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
河津町	2	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
西伊豆町	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
賀茂地区計	10	1	9	0	0	6	0	0	5	2	2	12	0	0	1	0	1
沼津市	0	0	0	0	0	2	3	0	2	0	1	3	4	0	1	0	0
熱海市	3	1	2	0	0	1	0	0	8	1	0	2	1	0	0	0	0
三島市	4	1	3	0	1	2	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0
富士宮市	8	0	7	1	0	3	0	0	1	1	0	1	0	1	2	0	2
伊東市	2	1	0	1	3	1	0	0	3	2	2	20	0	0	1	0	0
富士市	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	3	1	3	0	26
御殿場市	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0
裾野市	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
伊豆市	3	0	3	0	0	4	0	0	4	0	0	3	0	0	3	0	0
伊豆の国市	1	0	1	0	3	3	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0
函南町	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
清水町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長泉町	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	6	0	0	1	0	1
小山町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	12	2	2	4	3	2	1	5	1	3	1	40
島田市	3	0	3	0	6	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0
焼津市	9	0	9	0	0	2	0	1	3	0	0	2	0	0	2	0	0
掛川市	5	0	5	0	1	3	1	0	3	0	0	7	0	0	1	0	1
藤枝市	12	0	11	1	0	3	1	0	5	0	0	0	1	1	1	0	0
御前崎市	8	0	8	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0
菊川市	1	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0
牧之原市	3	1	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
吉田町	1	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	24	8	2	14	1	1	2	3	1	13	0	47
磐田市	0	0	0	0	0	5	1	1	5	0	0	0	0	1	3	0	22
袋井市	14	1	13	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
湖西市	1	0	1	0	2	2	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0
森町	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
県計	90	7	80	3	17	97	19	6	80	12	10	70	19	6	53	1	142

平成28年4月1日現在
県社会教育課調べ

(イ) 生涯教育・社会教育関係職員数

賀茂地域における人口1,000人あたりの生涯学習・社会教育関係事務局職員数は、市町ごとにはばらつきがあるが、全体で見ると、人口同規模の市に比べ多い。

また、賀茂地域の社会教育主事の発令者は、1人という状況である。

市町名	推計人口 H28.4.1	教育委員会 事務局職員数	市町人口 1,000人あたり	順位	うち社会教育主事	
					有資格者	発令者
県計	3,689,318	500	0.14		44	23
下田市	22,618	7	0.31	20	0	0
東伊豆町	12,523	10	0.80	9	1	0
河津町	7,257	4	0.55	2	0	0
南伊豆町	8,450	3	0.36	13	1	1
松崎町	6,746	4	0.59	5	1	0
西伊豆町	8,133	5	0.61	3	0	0
賀茂地域計	65,727	33	0.50		3	1
沼津市	194,478	44	0.23	24	2	2
熱海市	37,377	11	0.29	16	1	1
三島市	109,887	38	0.35	14	3	1
富士宮市	130,455	33	0.25	26	1	0
伊東市	67,859	16	0.24	25	3	3
富士市	247,726	9	0.04	32	1	1
御殿場市	87,669	13	0.15	28	0	0
裾野市	52,367	21	0.40	12	2	2
伊豆市	30,878	10	0.32	17	1	1
伊豆の国市	48,004	6	0.12	22	2	0
函南町	37,614	12	0.32	18	1	1
清水町	32,102	12	0.37	19	1	1
長泉町	42,269	25	0.59	4	0	0
小山町	19,342	10	0.52	8	0	0
静岡市	702,689	6	0.01	33	1	1
島田市	97,720	33	0.34	23	4	0
焼津市	138,925	17	0.12	30	2	0
掛川市	114,698	25	0.22	29	1	1
藤枝市	143,620	10	0.07	31	1	0
御前崎市	32,380	12	0.37	10	4	2
菊川市	46,829	24	0.51	6	0	0
牧之原市	45,165	15	0.33	11	2	1
吉田町	29,036	7	0.24	21	2	1
川根本町	7,054	11	1.56	1	3	1
浜松市	797,085	0	0.00	34	0	0
磐田市	166,856	0	0.00	34	0	0
袋井市	85,764	15	0.17	27	1	1
湖西市	59,346	19	0.32	15	1	0
森町	18,397	13	0.71	7	1	1

※ 浜松市、磐田市は社会教育の所管が市長部局のため職員数0となっている。

(ウ) 図書館関係の状況

資料購入費への投入については、賀茂地域全体では多い（人口同規模市町比）が、個別の市町で見ると少ない。

また、人口一人あたり個人貸出数は、5市町が全市町の中で下位の状況にある。特に図書館司書は、下田市、東伊豆町を除く4町が未配置である。

平成28年4月1日現在

市町名	推計人口 H28.4.1現在	館数	H27年度資料 購入費決算 (千円)(見込)	順位	資料購入費 一人あたり (円)	順位	個人貸出数 (冊)	順位	個人貸出 一人あたり (冊)	順位	職員数 (専任)	司書数 (職員数 の内)
県立中央図書館	3,683,825	1	74,228		20		140,802		0.038		38	16
下田市	22,618	1	3,079	32	136	32	46,393	31	2.1	32	1	1
東伊豆町	12,523	1	3,552	28	284	13	68,052	28	5.4	16	3	2
河津町	7,257	1	3,998	27	551	2	38,782	32	5.3	18	0	0
南伊豆町	8,450	1	3,335	31	395	4	60,225	29	7.1	8	0	0
松崎町	6,746	1	1,700	34	252	18	32,345	33	4.8	23		
西伊豆町	8,133	1	1,500	35	184	26	17,031	34	2.1	31	1	0
賀茂地域 計	65,727	6	17,164	13	261	17	262,828	18	4.0	22	5	3
沼津市	194,478	2	35,783	8	184	27	905,017	5	4.7	24	14	3
熱海市	37,377	1	10,641	20	285	12	120,314	24	3.2	27	9	1
三島市	109,887	2	37,674	7	343	7	783,304	8	7.1	7	16	14
富士宮市	130,455	3	46,919	4	360	6	973,703	4	7.5	5	15	10
伊東市	67,859	1	9,316	22	137	31	213,437	20	3.1	28	5	2
富士市	247,726	4	75,764	3	306	9	1,888,965	2	7.6	4	18	10
御殿場市	87,669	1	15,566	14	178	28	536,729	12	6.1	13	2	0
裾野市	52,367	2	10,714	19	205	23	253,947	18	4.8	22	4	1
伊豆市	30,878	4	8,304	24	269	15	159,224	23	5.2	19	4	1
伊豆の国市	48,004	3	10,463	21	218	22	183,306	22	3.8	26	4	2
函南町	37,614	1	13,818	17	367	5	333,372	17	8.9	2	4	2
清水町	32,102	1	5,450	25	170	30	90,269	25	2.8	29	2	1
長泉町	42,269	1	11,096	18	263	16	227,940	19	5.4	17	3	0
小山町	19,342	1	3,343	29	173	29	51,138	30	2.6	30		
静岡市	702,689	12	174,275	1	248	19	4,345,975	1	6.2	11	48	17
島田市	97,720	3	44,876	5	459	3	566,000	11	5.8	14	13	2
焼津市	138,925	2	26,831	9	193	24	711,143	9	5.1	20	12	5
掛川市	114,698	3	15,146	15	132	33	655,888	10	5.7	15	10	3
藤枝市	143,620	3	41,350	6	288	11	887,168	6	6.2	12	10	3
御前崎市	32,380	1	24,995	10	772	1	392,967	15	12.1	1	5	4
菊川市	46,829	2	15,925	13	340	8	369,383	16	7.9	3	6	2
牧之原市	45,165	2	3,341	30	74	35	81,990	26	1.8	33	2	0
吉田町	29,036	1	8,583	23	296	10	208,303	21	7.2	6	5	3
川根本町	7,054	1	1,843	33	261	17	5,021	35	0.7	35	0	0
浜松市	797,085	22	153,078	2	192	25	1,261,296	3	1.6	34	40	16
磐田市	166,856	5	17,811	12	107	34	828,583	7	5.0	21	12	3
袋井市	85,764	2	23,498	11	274	14	534,149	13	6.2	10	5	3
湖西市	59,346	2	14,385	16	242	20	400,234	14	6.7	9	6	4
森町	18,397	1	4,362	26	237	21	79,851	27	4.3	25	2	1

(県立中央図書館調べ)

※ 決算見込み・・・平成28年4月1日現在の調査のため

(I) 県が推進する主な人材育成事業への取組状況

賀茂地域の各市町の育成人数は十分とは言えない。

No	市町名	県子ども読書アドバイザー (H28. 11現在)	ケータイ・スマホ ルールアドバイザー (H28. 11現在)	家庭教育支援員 (H28. 11現在)
1	下田市	0	1	3
2	東伊豆町	0	2	1
3	河津町	3	1	1
4	南伊豆町	1	1	1
5	松崎町	1	0	0
6	西伊豆町	2	2	0
賀茂地域計		7	7	6
7	沼津市	10	4	2
8	熱海市	7	0	2
9	三島市	4	28	6
10	富士宮市	8	2	2
11	伊東市	5	5	5
12	富士市	12	5	3
13	御殿場市	14	0	2
14	裾野市	3	6	3
15	伊豆市	8	3	4
16	伊豆の国市	3	5	3
17	函南町	5	0	3
18	清水町	7	1	3
19	長泉町	9	1	2
20	小山町	0	0	2
21	静岡市	16	16	8
22	島田市	8	7	5
23	焼津市	7	4	3
24	掛川市	5	8	17
25	藤枝市	19	2	4
26	御前崎市	3	1	2
27	菊川市	1	0	2
28	牧之原市	9	2	2
29	吉田町	1	0	2
30	川根本町	0	0	0
31	浜松市	13	11	9
32	磐田市	7	3	7
33	袋井市	9	3	5
34	湖西市	2	1	0
35	森町	3	0	3
合計		205	125	117

※県子ども読書アドバイザー-養成は2年ごと

※平成28年度の家庭教育支援員は養成中

(2) 賀茂1市5町における既存施策の整理・分析

ア 総合計画

各市町においては、行政運営の総合的な指針となる総合計画を策定し、教育分野の施策を盛り込んでいる。

具体的な施策の柱としては、「幼児教育の充実」、「学校教育の充実」、「生涯学習の推進」、「文化・スポーツ活動の振興」などがあげられる。

イ 教育大綱

各市町においては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、教育大綱を策定している。

人口減少などの地域共通の課題への対応として取り組んでいる主な施策として、「幼保・小・中・高の連携」、「ICT活用による教育の質の維持・向上」があげられる。

ウ まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

各市町においては、人口減少克服と地方創生に向けて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、教育分野の施策を盛り込んでいる。

人口減少に対応した主な施策として、「郷土愛を育む教育環境の整備」、「子育てが楽しくなる環境整備」があげられる。

【参考】

教育関係主要施策一覧（市町分）

計画名	備考
総合計画（教育分野）	行政運営の総合的な指針となる計画（最上位の計画）
教育大綱	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針（首長が策定）
まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	各地方公共団体の人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望
まち・ひと・しごと創生総合戦略	各地方公共団体の 2015～2019 年度（5か年）の政策目標・施策【人口減少克服と地方創生を併せて実施】

(3) 児童生徒数の減少（単・複式学級）などによって危惧される課題

児童生徒数の減少などによって危惧される主な課題は、以下のとおりである。

ア 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別学習、習熟度別指導、専門指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学年当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

イ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みやすく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が高まる可能性がある。
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

ウ 児童生徒数や学校の減少が地域に与える影響

- ① 地域の賑わいの不足や地域文化の伝承が困難となる。
- ② 高校卒業後に地域外に転出することにより、地域の活力が低下する。

【参考】

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

第2章 課題検討に当たっての視点

1 「国・県等の指針」等による課題及び対応

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(抄)(H26.12.27閣議決定)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

(ア) 中山間地域における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

ア 現在の課題

- ・集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の規模(注1)を確保することが望ましい。
- ・今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化(注2)や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- ・休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

(注1) 小・中学校の適正規模は12～18学級が標準(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号))

(注2) クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難等

イ 必要な対応

- ・地域コミュニティの核として学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
- ① 学校統合をする場合
⇒ 統合に付随する課題の解消への取組
 - ② 小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合
⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - ③ 休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合
⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

(2) 静岡県的人口減少対策への提言（抜粋）（人口減少問題に関する有識者会議）

IV 人口減少対策の方向性

1 自然減対策

社会総がかりでの次世代育成の促進、夢を持ち安心して家庭を築ける環境整備、希望出生数をかなえる環境整備、子育て支援の充実、健康長寿の延伸

2 社会減対策

産業の振興と雇用の創出、女性や健康な高齢者が活躍する社会の実現、**魅力ある教育環境の整備**、交流の拡大と移住・定住の促進、安全・安心な知育づくり

3 適応対策

人口減少下における持続的成長、ライフスタイルの変化への的確な対応、地域社会の活性化、行政運営の効率化・最適化と連携の推進

(3) 魅力ある教育環境の整備 《教育》

○ 教育の多様性確保

質の高い教育、高等教育を提供することにより、地域に魅力を感じ、静岡県に戻ってくる可能性が高まる。また、静岡県に安心して住み続けてもらうためには、子どもの教育環境の充実が不可欠である。

(多様な教育環境と質の高い教育の提供)

- ・ 転出した人に将来静岡県に戻ってきってもらうためには、公立中高一貫教育校や特色ある私立中高など教育環境の多様化を図るとともに、保育所、幼稚園から高校まで、郷土愛の涵養など、質の高い教育を提供することが重要である。また、富士山をはじめとする自然や文化、産業といった静岡県の特色や地域性を活かした学習を推進するとともに、農業、工業、商業に加え、スポーツ、芸術なども含めた実学の分野における若者の育成に取り組むことも必要である。

(地域社会で活動する組織との連携)

- ・ 地域社会で活動する組織、例えば、スポーツ少年団などの果たす役割の広がりや踏まえ、学校や家庭では対応しにくい教育を行うため、新たなネットワークの構築や地域にある既存組織の活用・連携を検討していく必要がある。

○ 高等教育機能の充実

人口流出に歯止めを掛けるためには、大学等入学時と卒業時の流出を抑制することが大きな課題である。高校卒業者の半数以上が進学する時代となった今、人材育成において高等教育機関の果たす役割は従来以上に重要となり、また、グローバル化が進展する社会にあって、国際的視野から学び、交流する機会の充実が求められている。静岡県に若者を惹きつけ、定

着を図るためには、県内の大学等の教育・研究力の向上や地域社会の発展への貢献、高度な学術研究の促進を図っていくことが重要である。その一方で、世界の舞台に挑戦したいという志の高い若者を静岡にとどまらせることは酷であるとも言え、「かわいい子には旅をさせよ」の精神を持つことも必要である。

(静岡県や日本の発展を担うグローバル人材の育成)

- ・静岡県、ひいては我が国の発展を担う存在となる人材には、本県や我が国の文化・歴史に対する深い知識だけではなく、国際的視野から学び交流する意欲が求められる。志の高い若者に対しては、人口流出という観点だけで本県に引き留めることなく、世界に羽ばたいて幅広い視野を養うとともに日本や静岡県を紹介してもらい、活躍の暁にはいつでも安心して故郷の静岡に戻ってくるができる、そのような地域であることが、中長期的には静岡県の人口減少対策にも資するものと考えられる。

(魅力ある教育の充実)

- ・県内大学等において、魅力ある講座を展開するとともに、県外出身者の定着に向けた取組を推進することが必要である。また、大学間の連携等による各大学の特色や長所を活かした魅力ある高等教育の提供や、県内大学と海外大学との交流等による高等教育機関の国際化を更に進め、グローバルに活躍する人材の育成に取り組むことが必要である。

(地域と連携した取組の推進)

- ・大学生等が地元のことを学び、地域との交流を深めることが静岡県への定着を図る上で重要であり、そのためには県内の関係機関が連携・協力できるルートを構築することが必要である。例えば、県や市町と県内大学等が連携し、大学生等が地元の文化や歴史、教育や仕事について学ぶことができるような仕組みづくりや、大学生等が小中学校に出向きレクチャーを行うなど、小中学校との交流機会の拡大に取り組むことが必要である。

(高等教育機関における県内進学・就職の促進)

- ・県内の大学等高等教育機関の魅力を高めることによる県外からの若者の流入や卒業後の定住促進と併せて、県内居住者の地元進学・就職を促進することも重要であり、県内大学等への進学率向上のための施策（入試のあり方、入学金や授業料、奨学金の優遇など）、県内企業への就職率向上のための施策（真に地元産業界のニーズに合った教育の提供、地元企業就職者に対する奨学金返還義務の免除など）なども検討する必要がある。

2 先進的な取組（島根県海士町における高校教育の魅力化プロジェクト）

(1) 地方で求められる教育とは

「子ども（ひと）たちに未来を生きる力」×「地域（まち）に未来を生きる力」を生ま出すこと。

(3) 20年後～40年後を見据えた地方創生

ア 短期的

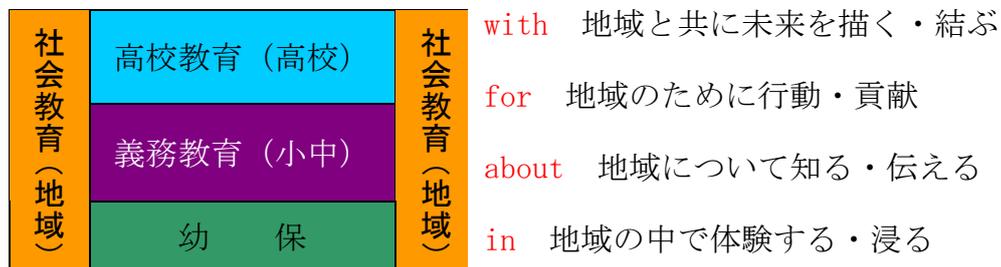
地方にヒトを、地方にカネを、地方に仕事を持ってこよう！

イ 長期的

地域で自立できる人を育てよう！【魅力ある人づくり】

(3) 魅力化

ア 縦と横での協働による魅力ある人づくり【未来の人づくり】



イ 社会から求められる資質・能力の変化

グローバル化・AI化・情報化・複雑化等にも対応する力

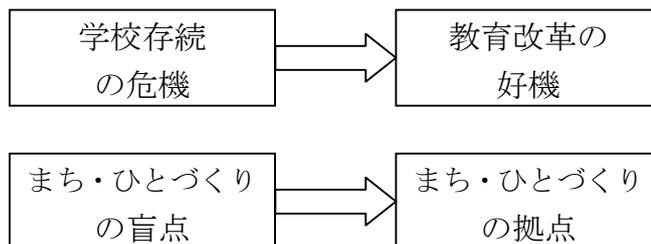
⇒ 主体性・協働性・多様性・創造性・当事者意識・課題発見解決力等

(4) 魅力ある学校創りによる地域再興（隠岐島前高校の挑戦）

ア 高校魅力化プロジェクト

中学生が「行きたい」、在学生・卒業生が「行って良かった」

地域も「活かしたい」、教員も「行きたい」と思う『魅力』ある学校づくり



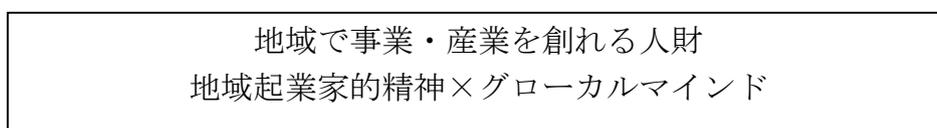
イ 高校と地域の協働体制づくり

学校魅力化の推進母体（魅力化の会）

P T A、学校、役場、教育委員会、議会、民間団体、N P O等の住民有志

⇒ 生徒も意見やアイデアを出し、地域・学校の協働でビジョンを作成

ウ 育てたい人材



「仕事がないから帰れない」 ⇒ 「仕事をつくりに戻りたい」

(5) 教育の魅力化

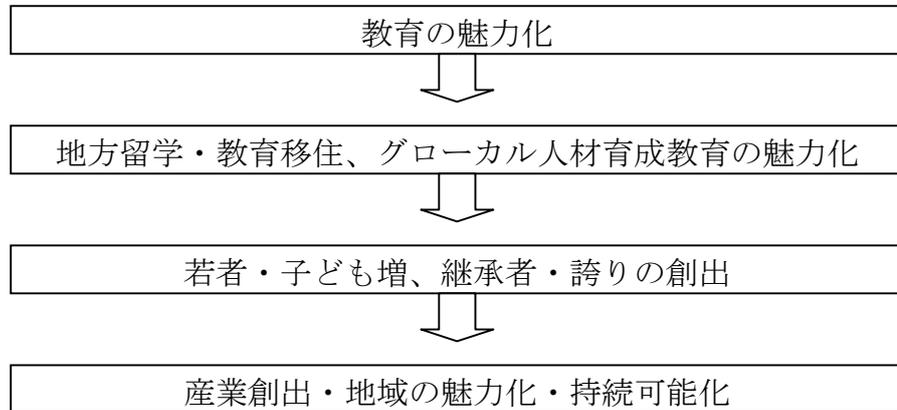
「学校」×「異分野」 例：県立高校×市町村・塾・民間等

「生徒」×「地域課題」 例：学びの改革×地方の創生

「地元」×「よそモノ」 例：ローカル×グローバル

※イノベーションとは既存の要素の新しい組み合わせ

(6) これからの逆流（教育からの地域の未来創造）



(7) シンポジウム参加者からの主な意見・提言

- 郷土愛を育み、自分や地域のために学び、未来を創ろうとする若者を育てたいと改めて感じた。ただ、私たち教師の思いだけでなく、行政、住民の“同じ思い”での協力（見返りを求めない）が必要だとも感じた。
- 岩本氏が感じた私たちの危機感、創生に向けての必要感があまりないのではという意見に対し、とても共感した。人任せの現状にあるからこそ、今回のシンポジウムは意味があったと感じた。
- 賀茂地域は、やはり、幼保・小・中・高と縦のつながりがもてる環境にある。これは、大きな魅力だと感じる。教育のスタートからゴールまで見つめ続けていける良さは他にはないものだと思う。ここを生かすことが大切。豊かな自然をうまく教育に取り入れる工夫、地域の人を生かす努力をしたい。
- 賀茂地区内の小中学校で自然体験を取り入れた特区をつくり、内地留学を目指す。その発展型の学科のある高校をつくれないうか。
- 子どもたち自ら地域の情報発信を学校活動の中で行っていったらどうか。子どもたちに豊かな自然の魅力をもっと教えるべき。沿岸地域なら魚釣りクラブ、山間地域なら木工クラブ等その地域の特徴ある取組をしてほしい。

第3章 教育ビジョン（施策のパッケージ化）

1 幼保・小・中・高の一体となった学校教育（市町内の縦の接続、他市町との横の連携）

(1) 教育大綱等による関連施策の位置付け

ア 下田市

- ・幼保・小・中・高の連携の強化
- ・児童生徒のよりよい学びに向けた学校再編整備
- ・ICTを活用した授業実践を行う体制の整備
- ・就学前教育の一体的かつ総合的な推進に向けた小学校との連携

イ 東伊豆町

- ・幼保小連携の推進（幼児・児童の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を図ります。）

ウ 河津町

- ・幼、小、中学校における連携の充実
- ・小学校の「あり方」についての検討や、教職員の資質向上、安全・安心で快適な学習・生活環境づくりの推進（減少傾向にある小学校児童の状況を踏まえ、複式学級などを視野に入れた検討を進める中、教育条件の適正化の見地からも統廃合等について検討）

エ 南伊豆町

- ・縦の接続（世代間）と横の連携（学校・家庭・地域）で育む、交流教育の推進

オ 松崎町

- ・「ふるさとの文化の薫りに包まれ、地域とともに育つ松崎の子」育成のために、幼・小・中の一貫性をおさえた連携教育と、「学校応援隊」の導入などから、継続的かつ安定的な学校づくりの手法を探ります。

カ 西伊豆町

- ・幼・保、小学校、中学校、松崎高校の連携

(2) 今後、共通して取り組む施策

① 市町内・市町間の学校連携強化

【幼保・小・中・高の連携】

- 各市町内・市町間において、「教職員の連携・交流」や「幼児・児童・生徒の交流」などを更に進める。(賀茂1市5町教育委員会及び県教育委員会)
- 幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回指導する「幼児教育アドバイザー」を配置し、幼児期の教育・保育の充実及び幼小の円滑な接続の推進を図る。(県教育委員会)
- 賀茂地域における特別支援教育の在り方の検討(県教育委員会)
- 指導主事の共同設置を足掛かりに、賀茂1市5町の連携を更に進めるため、賀茂地域教育振興センターの体制整備について検討する。(県教育委員会)
- 県立松崎高等学校における連携型中高一貫教育については、地域の人材育成や中・高交流などの特色ある取組を更に進める。(賀茂1市5町教育委員会及び県教育委員会)

連携中学校	松崎町立松崎中学校、西伊豆町立西伊豆中学校、賀茂中学校
高校	全日制の課程 普通科 1学年3学級(120人定員)

- 地域と高校との連携による魅力ある教育の実現を目指し、学校(小・中・高)、PTA、役場、教育委員会、民間団体、卒業生会、NPO等との対話の場を設ける。(賀茂1市5町教育委員会及び県教育委員会)

★中学校卒業時に「将来、賀茂地域に帰ってきたい」と思う子どもの割合
目標値 50%(平成31年度)

② 人口減少に対応した教育の質の維持向上

- ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の学びの充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図る。(賀茂1市5町教育委員会)
- 小規模校においては、少人数のメリットを最大限に生かし、外国語の発音、発表など多人数では指導が難しい教育活動の指導を徹底する。(賀茂1市5町教育委員会)
- 複数校における相当量の合同教育活動や山村・漁村留学の受け入れなど学習集団の規模や学習内容の多様性を確保する。(賀茂1市5町教育委員会)

★「ICTなどを活用した遠隔地間の協働学習・合同学習」に取り組む
市町数 目標値 6市町(平成31年度までに)

★「少人数を生かしたカリキュラム・指導方法の研究」に取り組む市町数
目標値 6市町(平成31年度までに)

2 大学・大学院等との連携（大学の研修・研究の場、地域課題への取組）

(1) 教育大綱等による関連施策の位置付け

ア 下田市

- ・ 確かな学力を育成する授業の推進
- ・ 生徒指導が機能する授業の推進
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 下田の歴史と文化、自然を学ぶ学習の推進
- ・ コミュニケーション能力を素地を養う英語教育の充実
- ・ 子ども一人ひとりの心に響く道徳教育の推進
- ・ 感性を磨き、豊かな心を育てる読書活動の充実
- ・ 自助・共助の力を育成する防災教育、安全教育の充実
- ・ 人権意識を育む学校づくりの推進
- ・ ICTを活用した授業実践を行う体制の整備
- ・ 教職員の資質と能力の向上に向けた研修の充実 [就学前教育]

イ 東伊豆町

- ・ 教育内容の充実 [幼稚園教育]
- ・ 確かな学力の育成
- ・ 豊かな人間性の育成
- ・ 体力の向上に向けた取り組みの推進
- ・ 情報教育の充実
- ・ コミュニケーション能力の育成
- ・ キャリア教育の推進
- ・ 教職員の資質向上
- ・ きめ細かな指導の充実
- ・ 子どもの安全と防災教育の推進
- ・ 国内外との交流の推進
- ・ 国際化・情報化への対応
- ・ 国際化に対応できる人材の育成

ウ 河津町

- ・ 幼児教育の充実
- ・ 自ら学び、考え、判断し、行動できる子どもを育む教育の推進
- ・ 高度情報化・国際化（グローバル化）に対応できる教育の推進

エ 南伊豆町

- ・「生きる力」の基礎を養う、充実した就学前教育の推進
- ・豊かな心を育てる教育の推進
- ・「確かな学力」を育む授業改善の推進
- ・健やかな体を育む教育の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・教職員の資質向上への支援
- ・グローバル化の進展と多文化共生社会への対応
- ・高度情報化社会の進展への対応
- ・持続可能な社会の形成
- ・「命を守る教育」の推進
- ・人権教育の推進

オ 松崎町

- ・郷土の魅力を実感し、町民としての誇りを高めます。
- ・学ぶ力の充実に努めます。
- ・時代の要請に合った教育課題に取り組みます。
- ・青少年を取り巻く環境の向上に努めます。
- ・「日本で最も美しい村」の実現を支援します。
- ・「なまこ壁」の現状を把握し、保存方法を考察します。

カ 西伊豆町

- ・特色ある学校づくりの推進
- ・教職員の研修・交流活動の促進
- ・ふるさとを語れる子どもの育成
- ・自然体験、社会体験学習の充実
- ・英語教育、国際交流の推進

(2) 今後、共通して取り組む施策

賀茂1市5町と大学等との連携の推進

- 静岡大学教職大学院の「学校等改善支援研究員」の制度を活用して、コミュニティ・スクールの導入、校内研修の活性化など賀茂地域の各学校が抱える教育課題の解決に取り組む。(賀茂1市5町教育委員会)
- 静岡大学と賀茂1市5町教育委員会との間において相互連携に関する協定を締結し、相互の人的・知的資源の交流、教職員の資質・能力の向上、学生の実践力育成などに取り組む。(賀茂1市5町教育委員会)
- 地域の金融機関と賀茂1市5町との間において包括的な連携に関する協定を締結し、地域づくり、子育て支援、教育活動支援など、地方創生に係る様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行う。(賀茂1市5町教育委員会)

★静岡大学教職大学院の「学校等改善支援研究員」制度を活用した市町数
目標値 1市町(平成31年度までにモデル的に実施)

★「静岡大学と賀茂地域6市町教育委員会間における相互連携の協定」の
締結

目標年度 平成28年度

3 既存ストックの有効活用（廃校、余剰教室等）

(1) 教育大綱等における関連施策の位置付け

ア 下田市

- ・児童生徒のよりよい学びに向けた学校再編整備（再掲）
- ・認定こども園を核とした施設・環境整備
- ・新たな図書館の整備
- ・地域の実情に見合った公民館の再編整備
- ・市民文化会館などの施設の改修
- ・学校施設の一般開放
- ・利用者のニーズに応える施設整備

イ 東伊豆町

- ・生涯学習施設の充実
- ・情報化時代に対応できる情報網の整備
- ・文化施設の充実

ウ 河津町

- ・文化施設の充実（文化・芸術活動のさらなる活性化を促すためにも。広域的な既存施設の共用化や拠点としての文化施設の整備）
- ・スポーツ活動の拠点となる施設整備の検討や、地域への開放施設としての学校施設の有効活用の推進
- ・生涯学習活動の書店として「文化の家」の充実を図ります。
- ・安全で快適な教育施設の整備充実（校舎耐震補強工事及び体育館・武道館・プールの安全対策の推進、施設老朽化・長寿命化対策の推進）
- ・小学校の「あり方」についての検討や、教職員の資質向上、安全・安心で快適な学習・生活環境づくりの推進（減少傾向にある小学校児童を踏まえ、複式学級などを視野に入れた検討を進める中、教育条件の適正化の見地からも統廃合等について検討）

エ 南伊豆町

- ・学校の適正規模への対応

オ 松崎町

- ・ 学習者のニーズを把握し、社会教育施設を充実します。
- ・ 幼稚園の建設を進めます。
- ・ 町立図書館の在り方を研究し、利用者を増やします。
- ・ 「なまこ壁」の現状を把握し、保存方法を考察します。
- ・ 社会体育施設の維持、改修に努めます。

カ 西伊豆町

- ・ 少子化に対応したよりよい環境づくりに向けて、園・学校の統合を検討
- ・ 旧田子中学校活用の具体化
- ・ 放課後児童クラブの創設

(2) 今後、共通して取り組む施策

学校施設の複合化や大学・専門学校などへの活用検討（誘致）

- 放課後や休日において、地域における生涯学習やコミュニティの拠点として、学校施設の開放を進める。（賀茂1市5町教育委員会）
- 学校施設の整備に当たっては、児童生徒の多様な学習と体験学習が行うことが可能となるよう、他の公共施設（社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設など）との複合化を検討する。（賀茂1市5町教育委員会）
- 既存ストックの有効活用が図れるよう、各市町教育委員会において余裕教室、遊休施設などのリストアップを行う。（賀茂1市5町教育委員会）
- リストアップした施設について、文部科学省の手引きを参考として、活用方法を検討する。（賀茂1市5町教育委員会）
- 大学・専門学校などの誘致が可能な施設については、文部科学省の専用サイトに掲載し、有効活用を推進する。（賀茂1市5町教育委員会）

★「余裕教室、遊休施設などのリストアップ及び活用方法の検討」を行った市町数

目標値 6市町（平成28年度）

★地域における生涯学習の拠点やコミュニティの拠点として「学校施設の開放」に取り組む市町数

目標値 6市町（平成31年度までに）

4 人的ネットワーク及び施設間連携の構築（地域人材・指導者の登録・活用、コミュニティ・スクールの推進、図書館等の相互利用等）

(1) 教育大綱等による位置付け

ア 下田市

- ・内と外に開かれた信頼される学校づくりの推進
- ・関係機関との連携体制の構築と子どもを守る体制の強化
- ・幼保再編後の子育て支援の充実と地域との連携
- ・地域活動への参加や地域との交流を深める機会の充実
- ・文化や芸術、スポーツなどの青少年活動との連携
- ・家庭、地域、学校との連携を図った非行防止に向けた運動の推進
- ・社会教育団体などの自主的学習活動の支援
- ・地域活動への参加や地域との交流を深める機会の充実（再掲）
- ・NPO法人などと連携した総合的なスポーツの振興
- ・地域の指導者との連携による健康づくり支援

イ 東伊豆町

- ・開かれた学校づくりの推進
- ・体験活動等の推進
- ・子どもの安全を守る体制づくり
- ・学習講座の充実
- ・学びの場の拡充
- ・推進体制の整備・ネットワーク化の推進〔生涯学習〕
- ・文化・芸術活動の促進
- ・総合型地域スポーツクラブの育成
- ・各種スポーツ大会の開催
- ・スポーツを通して青少年の健全育成

ウ 河津町

- ・家庭教育に関する学習会のさらなる充実
- ・不登校やいじめ等、悩みを抱える児童・生徒に対する家庭・地域・学校が一体となったサポート体制の強化充実
- ・子どもから高齢者まですべての世代の町民が、継続的にスポーツに取り組みやすい環境づくりに向け、軽スポーツ、レクリエーション活動を推進するとともに、体育協会や各種スポーツ団体の育成、指導者の確保を推進
- ・各種学習団体やグループ活動を支援し、生涯学習指導者の育成と確保を図り、町民の主体的な学習活動を支援
- ・青少年の学習活動やボランティア活動、地域活動への積極的な参加を促すとともに、主体的な展開ができるよう、各種団体の支援・育成、指導者の養成・支援
- ・地域を学び、まちを支える人づくりの推進

エ 南伊豆町

- ・家庭教育の充実
- ・各種団体との連携推進

オ 松崎町

- ・郷土の魅力を実感し、町民としての誇りを高めます。【再掲】
- ・保護者、地域との交流による学びの場を拡大します。
- ・体育協会、文化協会など各種団体の活動を支援します。
- ・「日本で最も美しい村」の実現を支援します。【再掲】
- ・町民のニーズを把握し、活動者（スポーツ・レクリエーション）の増加につなげます。

カ 西伊豆町

- ・学校支援ボランティアの充実
- ・学校・地域活動の充実
- ・子育て支援ネットワークの充実
- ・ふるさとを語れる子どもの育成【再掲】
- ・自然体験、社会体験学習の充実【再掲】
- ・英語教育、国際交流の推進【再掲】

(2) 今後、共通して取り組む施策

賀茂地域教育サポーター推進組織の設立（広域人材マッチング）

- 「学校教育」、「文化・芸術」、「スポーツ」、「社会貢献」などの分野において、地域人材の参画による学校教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組むよう、「賀茂地域教育サポーター推進組織」を設立する。（県教育委員会及び賀茂1市5町教育委員会）
- 「しずおか型コミュニティ・スクール」の導入促進を図り、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。（県教育委員会及び賀茂1市5町教育委員会）
- 農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。（賀茂1市5町教育委員会）
- 地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー（仮称）」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により地域の活性化につなげる。（賀茂1市5町教育委員会）
- 地域住民のサービス向上に向けて、賀茂地域の6市町間において、図書館等の相互利用など社会教育施設等の施設間連携を図る。（賀茂1市5町教育委員会）

- ★「賀茂地域教育サポーター推進組織」の設立 目標年度 平成28年度
- ★「しずおか型コミュニティ・スクール」を導入した市町数
目標値 6市町（平成31年度までに）
- ★「キャリアプランニングスーパーバイザー（仮称）」を配置した市町数
目標値 6市町（平成31年度までに）
- ★「図書館の相互利用に関する協定書」の締結 目標年度 平成28年度

第4章 目標達成に向けての工程表

1 工程表

平成 28 年度においては、それぞれの施策パッケージが次年度以降、有効に機能するよう、協定の締結や組織の設立などに取り組む。

また、平成 31 年度の目標達成に向けて、賀茂 1 市 5 町が県・国等の支援制度を活用し、事業化を図っていく。

施策パッケージ	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼保・小・中・高の一体となった学校教育（市町内の縦の接続、市町間の横の連携）	幼保・小・中・高の連携強化に向けた取組の検討【6 市町】	ICTなどを活用した遠隔地間の協働学習・合同学習の実施		
		少人数を生かしたカリキュラム・指導方法の研究の実施		
大学・大学院との連携（大学の研修・研究の場、地域課題への取組）	「静岡大学と賀茂地域 6 市町教育委員会間における相互連携の協定」の締結【6 市町】	静岡大学との協定に基づく連携事業の実施		
		静岡大学教職大学院の「学校等改善支援研究員」制度を活用した事業の実施		
既存ストックの有効活用（廃校、余裕教室等）	「余裕教室、遊休施設などのリストアップ及び活用方法の検討」【6 市町】	余裕教室、遊休施設などを活用した事業の実施		
		地域における生涯学習の拠点などとしての学校施設の開放		
人的ネットワーク及び施設間連携の構築（地域人材・指導者の登録・活用、コミュニティ・スクールの推進、図書館等の相互利用等）	「賀茂地域教育サポーター推進組織」の設立【県及び 6 市町】	しずおか型コミュニティ・スクールの導入		
		キャリアプランニングスーパーバイザー（仮称）の配置		

3 計画推進における実効性の確保

(1) 国・県等の支援制度の活用

- ・賀茂1市5町でパッケージした施策について、国の「地方創生推進交付金」などの活用を図る。
- ・「しずおか型コミュニティ・スクール支援推進事業」、「スポーツ人材活用推進事業」などの県支援制度の活用を図る。

(2) 賀茂地域広域連携会議における進捗状況の確認

- ・事業の進捗について、前掲した目標値に対する達成度を確認し、達成度が低い事業については、内容の見直しや新たな事業を追加し、施策の達成を図る。

第5章 教育ビジョンにおける最重点プロジェクト

1 賀茂地域において共通して取り組む最重点テーマ

(1) 幼児教育の充実

幼児期の教育・保育で育成した資質・能力が小学校段階で生かされるよう、学びの一貫性・連続性を確保する体制を整えることで、「有徳の人」の基礎を培う。

(2) 市町内及び市町間における幼保・小・中の連携強化

賀茂1市5町及び県の指導主事による取組の推進

※賀茂5町における指導主事の共同設置・下田市指導主事の設置・県指導主事（下田駐在）の設置

(3) 地域による高校の魅力化

「市町・民間」×「県」の組み合わせによるイノベーション

※賀茂地域の市町・民間と県が一体となって高校の魅力化を考えていく。

(4) 特別支援教育の充実

地域の核となる特別支援学校の在り方について検討

(5) 大学、専門学校等の誘致

「行政」×「経済界」の組み合わせによるイノベーション

※地域に貢献する人づくりや大学等を核にした地域づくりを進めていく。

2 具体的な方策（賀茂1市5町教育委員会及び県教育委員会が実施）

(1) 幼児教育の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回指導する「幼児教育アドバイザー」を設置し、幼児期の教育・保育の充実及び幼小の円滑な接続の推進を図る。

(2) 市町内及び市町間における幼保・小・中の連携強化

「教職員の連携・交流」や「幼児・児童・生徒の交流」など

(3) 地域による高校の魅力化

地域資源等を活用した教育内容の充実、地域の教育機関（幼保・小・中）と高校の連携の在り方検討、企業・行政機関等と連携したインターンシップ

(4) 特別支援教育の充実

地域の学校と連携し、特別支援教育のセンター的役割を担う、特別支援学校の在り方について検討する。

(5) 大学、専門学校等の誘致

遊休施設・用地のリストアップ及び首都圏等の大学等への売り込み

3 実現に向けたプロセス（今後、実現に向けて協議していくテーマ）

(1) 地域による高校の魅力化

学校（小・中・高）、PTA、役場、教育委員会、民間団体、卒業生会、NPO等による「賀茂地域学校魅力化推進検討協議会」の設立

※テーマ：地元企業と連携した郷土学習、インターンシップの推進など

(2) 大学、専門学校等の誘致

賀茂地域1市5町の首長によるトップセールス（パンフレット及びシティプロモーションビデオの作成）

第6章 県・国等による主な支援制度（平成28年度）

1 県事業

事業名	概要	所管課
幼児教育連携推進事業費	幼児期教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小等の連携を推進する。	義務教育課
家庭教育支援事業費	家庭教育に係る人材養成や、保護者に対する相談機会の提供など家庭教育を推進する。 ・家庭教育支援員、「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成研修 ・家庭教育支援チームの設置	社会教育課
しずおか型コミュニティ・スクール推進事業費	地域と連携した学校づくりを推進する。 ・コミュニティ・スクールの導入推進（推進会議の開催、CSディレクターの配置）	義務教育課
学校支援地域本部等推進事業費	地域と連携した学校づくりを推進する。 ・学校と地域の連携体制の構築（学校支援地域本部の設置、放課後子ども教室等の実施）	社会教育課
小中学校学習支援事業費	義務教育9年間の学びの支援体制を確立し、授業から家庭学習までの連結を図る。 ・学び方支援非常勤講師の配置 ・学び方支援サポーターの配置	義務教育課
「チーム学校」推進事業費（新規）	教員以外の専門スタッフを学校に配置し、各学校が抱える課題に対して早期解決を図るためのチーム体制を整備する。 ・外部人材の配置	義務教育課
生徒指導推進事業費	いじめ、不登校に対するきめ細やかな相談体制や指導の充実を図る。 ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置	義務教育課
県立高等学校遠距離通学助成費	経済的に就学困難で遠距離通学をしている生徒に対する助成を実施。	高校教育課
産業教育関連事業費	専門高校等の取組の周知促進に努めるとともに、社会の第一線で活躍する専門的職業人を育成する。 ・ふじのくに実学チャレンジフェスタの開催 ・学習内容の高度化のための最新設備等の導入	高校教育課
スポーツ人材活用推進事業費（新規）	地域人材を活用して、社会総がかりで学校及部活動並びに社会教育活動の多様化と充実を図る。 ・人材バンクを活用した地域のニーズと指導者のマッチング	健康体育課

2 国（内閣府）事業

事業名	概要	補助率等
地方創生推進交付金	<p>地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設</p> <p>①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援</p> <p>②K P I（成果目標）の設定とP D C Aサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を越えた取組を支援</p> <p>③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保</p>	<p>国 1/2</p> <p>※地方負担分については、地方財政措置</p>

3 国（文部科学省）事業

事業名	概要	補助率等
へき地児童生徒援助費等補助金	<p>学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、及び離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。</p>	<p>国 1/2</p>
人口減少社会におけるICT活用による教育の質の維持向上に係る実証事業	<p>過疎化・少子高齢化が進む人口減少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の協働学習の充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。</p>	<p>委託</p>
コミュニティ・スクール導入促進事業	<p>保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への補助の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進により、一層の拡大・充実を図り、地域と学校により密接な協働関係を構築する。</p>	<p>国 1/3</p>
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	<p>地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育に取り組む仕組みづくりの取組について補助を行い、地域力の強化及び地域の活性化を図る。</p>	<p>国 1/3、県 1/3、市町 1/3</p>

事業名	概要	補助率等
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組に対して補助を行うことなどを通じて、地域の活性化を図る。	国 1/3、県 1/3、市町 1/3
健全育成のための体験活動推進事業	農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。	国 1/3
地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業	地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進することにより、地域の活性化につなげる。	国 1/3
地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業	学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組に対して補助を行い、学校を核とした地域の活性化を促す。	国 1/3

4 大学・民間団体等事業

事業名	概要	所管団体
学校改善等支援研究員（平成 29 年度から実施）	県内各自治体から教職大学院に派遣される現職教員の院生が学校等改善支援研究員として大学教員とチームを組み、派遣元の教委が指定する学校などで、小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの導入、校内研修の活性化といった課題解決を支援する。	静岡大学
地域課題解決支援プロジェクト	地域社会が抱える課題を大学が再発見し、大学のもつ様々な資源を活かしながら地域と大学が連携し、対応策をともに考え、協働することによって解決する。	静岡大学
地方創生を目指すパートナーシップ協定の締結	静岡及び 35 市町と協定を締結し、移住・定住の促進や雇用創出、観光振興などに向けた取組を加速化する。	静岡銀行

賀茂地域教育振興方針

作 成 平成 29 年 2 月

発 行 平成 29 年 3 月

発行者 賀茂地域広域連携会議

編 集 賀茂地域広域連携会議専門部会（下田市教育委員会・東伊豆町教育委員会・河津町教育委員会・南伊豆町教育委員会・松崎町教育委員会・西伊豆町教育委員会・静岡県教育委員会）

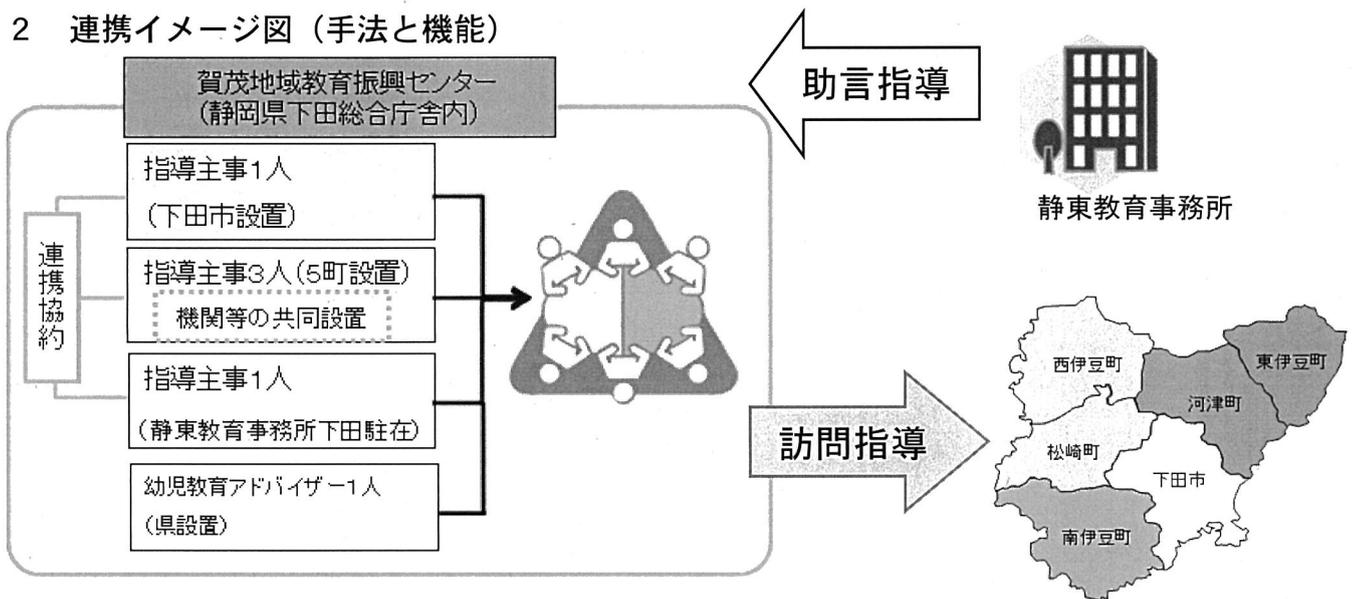
賀茂地域における指導主事の連携

(教育総務課、義務教育課)

1 指導主事の設置形態と連携手法

区分	設置形態	賀茂1市5町及び県による連携
下田市	指導主事1人を単独設置	賀茂1市5町及び県の指導主事が連携して、学校教育に関する専門的事項の指導に取り組む。 連携協約 (地方自治法第252条の2)
賀茂5町	指導主事3人を共同設置 (H29.4.1~) 機関等の共同設置 (地方自治法第252条の7)	
県	指導主事1人を静岡教育事務所 (下田駐在) として設置 (H29.4.1~)	

2 連携イメージ図 (手法と機能)



○役割分担

区分	役割分担
賀茂1市5町	指導主事を設置し、関係市町及び県と連携して、指導主事が担う学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務 (以下「学校教育に関する専門的事項の指導」という。) を行う。
県	指導主事を設置し、賀茂1市5町に対し、学校教育に関する専門的事項の指導について、指導及び助言を行う。

○具体的な取組及び期待される効果

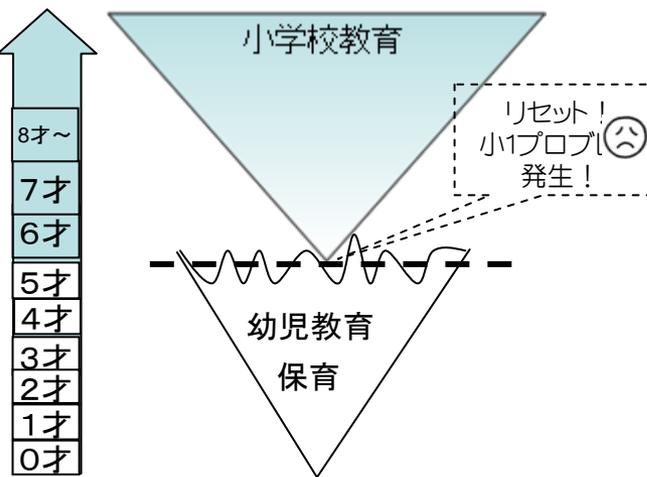
具体的な取組	期待される効果
学校訪問、研修会の開催、指導主事間の連携等【賀茂地区指導主事連絡協議会の活動拡充】	①若手教員などを対象とした研修の充実 ②学校への定期訪問の強化 ③賀茂地域の教育の一体感の醸成

幼児教育の推進体制構築事業

○事業目的

- ・ 幼児期の子どもを受入を行う施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）や指導方法、子どもを取り巻く家庭や社会の多様化
 - ・ 幼児期の「遊び・生活を通じた学び」から、義務教育期の「授業を中心とした学び」という大きな変化を支える体制が不十分
- ⇒ 幼児期の教育・保育で育成した資質・能力が小学校段階で生かされるよう、学びの一貫性・連続性を確保する体制を整えることで、「有徳の人」の基礎を培う。

幼児教育と小学校教育の円滑でない接続



【小学校教育】

- ・ 入学児童の実態が多様なため、生活習慣の習得など一からスタート

【幼児教育】

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園は、設置の根拠となる法律は異なるが、指導方針は同じである
- ・ 施設により教育・保育の形態が異なるが、すべての子どもに、より質の高い幼児教育を保障する必要がある

静岡県幼児教育センター

(就学前教育推進協議会)

「横の連携と縦の接続の牽引役」

「連携を推進する人材の育成」

「市町の自立支援」

県方針

接続期に目指す子どもの姿を共有

接続モデルカリキュラム

- ・ 目指す子どもの姿を具現化するための手段の明示

調査研究 (研究推進地域の指定等)

- ・ 好事例の拡散
- ・ 地域の実態に合った幼小連携体制の構築推進
- ・ 幼児教育アドバイザー等活用効果検証・配置奨励

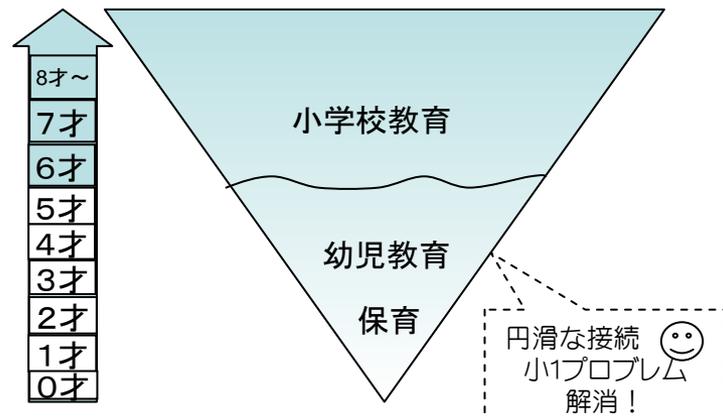
連携・資質向上の場の提供

- ・ 相互理解・資質向上のための幼児教育担当者会等の実施
- ・ 市町就学前教育推進協議会開催促進

研修の充実

- ・ 幼児教育指導者(教員・職員・幼児教育アドバイザー等)資質向上
- ・ 施策や課題に対応した研修プログラムの開発

幼児教育と小学校教育の円滑な接続



【小学校教育】

- ・ 幼児期に培われた資質能力の土台に教育を積上げていく

＜幼児教育アドバイザー等 ※市町が配置＞

- 「幼児教育と小学校教育接続期の見守り・見届け役」
- ・ 市町における幼児教育指導者(指導主事的人材)養成
- ・ 子どもが幼児期に培ったものを小学校へ「つなげる」橋渡し(幼稚園等と小学校双方に助言等を行う)

【幼児教育】

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園が相互に指導内容を理解・尊重した上で幼児教育を行う
- ・ 幼児期の終わりまでに育てる子どもの姿を共有し、小学校教育へつなぐ

介護保険事業等及び保健事業の連携

(長寿政策課、健康増進課、賀茂健康福祉センター)

(要旨)

「地域包括ケアシステムの構築・運用」専門部会の中で、賀茂地域における介護保険事業等及び保健事業の連携方針（案）について協議・検討を行い、部会案をとりまとめたので協議する。

なお、認知症施策の推進（初期集中支援チームの設置）については、関係機関と連携の調整を継続していく。

1 介護保険事業等及び保険事業の連携方針（案）

(1) 介護保険事業等の連携方針（案）概要

項目	内容
目的	・増大する介護保険関係事務に対する専門的かつ効率的な事務処理体制を構築し、住民サービスの向上を図る。
対象事務	・要介護認定（認定調査、介護認定審査会等） ・事業者の指定・指導監督（権限移譲により事務増加 H30.4）ほか
効果	・集中化による効率的な事務処理体制の確保（職員増の抑制） ・ノウハウの蓄積、情報共有による職員の専門性の確保 ・適切な指導等による介護サービスの充実
体制	・機関等の共同設置（地方自治法第 252 条の 7）

(2) 保健事業の連携方針（案）概要

項目	内容
目的	・共同実施により、保健事業の充実・強化を図り、住民サービス及び健康増進の向上を目指す。
対象事務	・母子保健（乳幼児健診、相談等） ・成人保健（特定健診・保健指導、重症化予防、がん検診等） ・介護予防（住民主体の健康づくり、認知症予防等） ・感染症対策、健康危機管理（予防接種、災害時健康支援等）ほか
効果	・保健活動の充実による住民の健康増進、介護予防 ・重症化予防等による医療費や介護給付費の抑制 ・特定健診受診率の向上等による交付金等の確保 ・保健師が専門業務に専念し、専門性を発揮・強化できる体制の確保 ・専門性強化・組織規模拡大等による人材の確保・育成
体制	・機関等の共同設置（地方自治法 252 条の 7） ・専門チームの共同設置、地区担当制の採用

2 今後のスケジュール（イメージ）

時期	内容
～平成 29 年 8 月	事務の範囲、執務場所、職員体制、経費負担等の調整 ⇒各市町長の合意
～平成 30 年 3 月	共同組織の設置手続き、共同実施に向けた調整
4 月	共同組織の設置、共同体制運用開始

賀茂地域 介護保険事業等の共同化イメージ (案)

介護保険事業等の1市5町共同組織

★事務の共同処理による効率的な住民サービスの提供

○サービス水準の確保、ノウハウの蓄積

○効率的な事務処理

H30 共同処理

介護保険

要介護認定（認定調査、介護認定審査会等）
事業者指定・指導監督
その他（介護保険証発行、障害者総合支援法関係事務等）

福祉

国民健康保険、地域福祉
高齢者福祉、障害者福祉
児童福祉

保健

医療

連携効果の高い事務を共同処理
・効率的な事務処理体制の構築
・事業者指導等のノウハウ蓄積、情報共有
・認定審査会等事務の集中処理による効率化

将来的に共同処理する事務を拡大
・国民健康保険はH30制度改革を踏まえ検討
・職員の専門性確保や事務効率化の視点
・最適な組織体制の検討

西伊豆町

健康増進課

受付窓口

松崎町

健康福祉課

受付窓口

南伊豆町

健康福祉課

受付窓口

下田市

市民保健課

受付窓口

河津町

保健福祉課

受付窓口

東伊豆町

健康づくり課

受付窓口

<市町が引き続き実施する介護保険の事務>

被保険者資格管理、保険給付、地域支援事業、
介護保険事業計画、保険料賦課徴収、特別会計予算決算等

賀茂地域 保健事業の共同化イメージ (案)

保健事業の1市5町共同組織

賀茂で元気になれる！

★健康づくり事業等の積極的実施で健康寿命を延伸

○予防、健康増進事業、国保事業の充実

○効果的な事業実施

⇒事業の共同実施

母子保健班
妊娠出産包括支援
(妊娠中から子育てまで)
乳幼児健診
健診事後フォロー
ケース検討
虐待予防 等

成人保健班
特定健診・保健指導
健診受診率向上対策
要フォロー者訪問
ケース検討
重症化予防
がん検診 等

介護予防班
住民主体健康づくり
認知症予防
生活支援事業
担い手養成 等

食育推進

その他
予防接種
災害時健康支援
地域精神保健
自殺予防
難病対策 等

専門性の発揮・強化

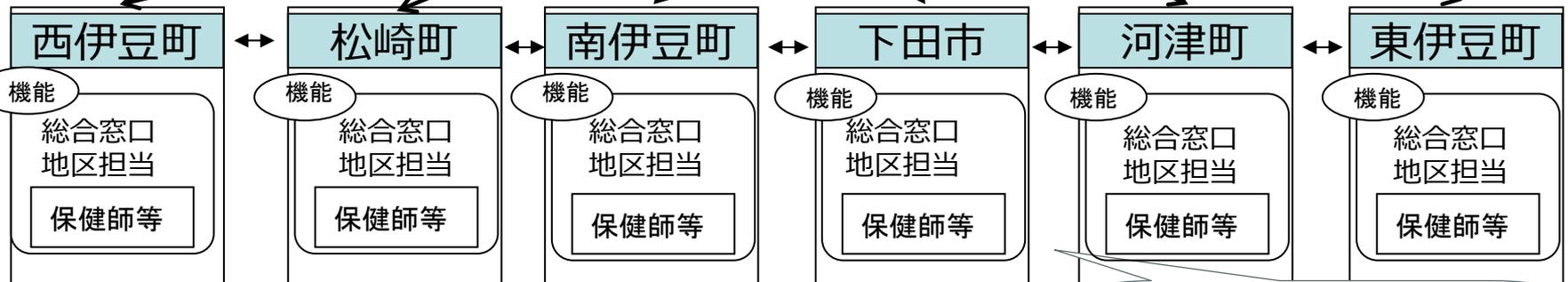
・事業の総括
・委託事業の質的管理

保健師の現任教育強化

3

○市町における保健事業の充実(国保事業含む)
⇒要介護者・要支援者の減少→健康寿命延伸
⇒医療費、介護給付費の低減
⇒交付金収入の増(インセンティブ)

保健事業関係の専門職員数
保健師27人・栄養士3人



課題

- ・事業のPDCAが回せない
- ・地域の健康指標の悪化
- ・保健師の応募がない

地域活動推進

- ・保健委員・食推協等との協働
- ・各種団体・企業との協働
- ・健(検)診後の個別フォロー 等

賀茂地域における介護保険事業等の連携方針（案）

1 連携の必要性

少子高齢化が進む賀茂地域において、限られた医療・介護資源や行政職員で今後増大する介護需要に適切に対応していくため、各市町には、要介護認定等の介護保険事務を効率的に実施するとともに、住民が安心できる質の高い介護サービスを確保し、将来にわたって安定的に介護保険事業を運営していくことが求められる。

このため、1市5町が介護保険事務の共同化を推進し、効率的な事務の執行体制を構築していくことが不可欠である。

関係者からも、介護給付費の上昇への懸念や介護保険事務の効率化を求める意見がある。

- ・2025年の要介護認定者数の推計は6,054人で、2015年の約1.32倍に増加すると見込まれ、介護認定事務を効率的に処理していく必要がある。
- ・現在、市町が行っている地域密着型サービス事業者の指定や指導監督に加え、平成30年度からは居宅介護支援事業者に係る指定や指導監督権限が市町へ移譲され、事務が更に増加する。また、今後、新たな事業者の増加も想定され、これらに対応する効率的・効果的な事務処理・指導体制を構築していく必要がある。

2 連携方針

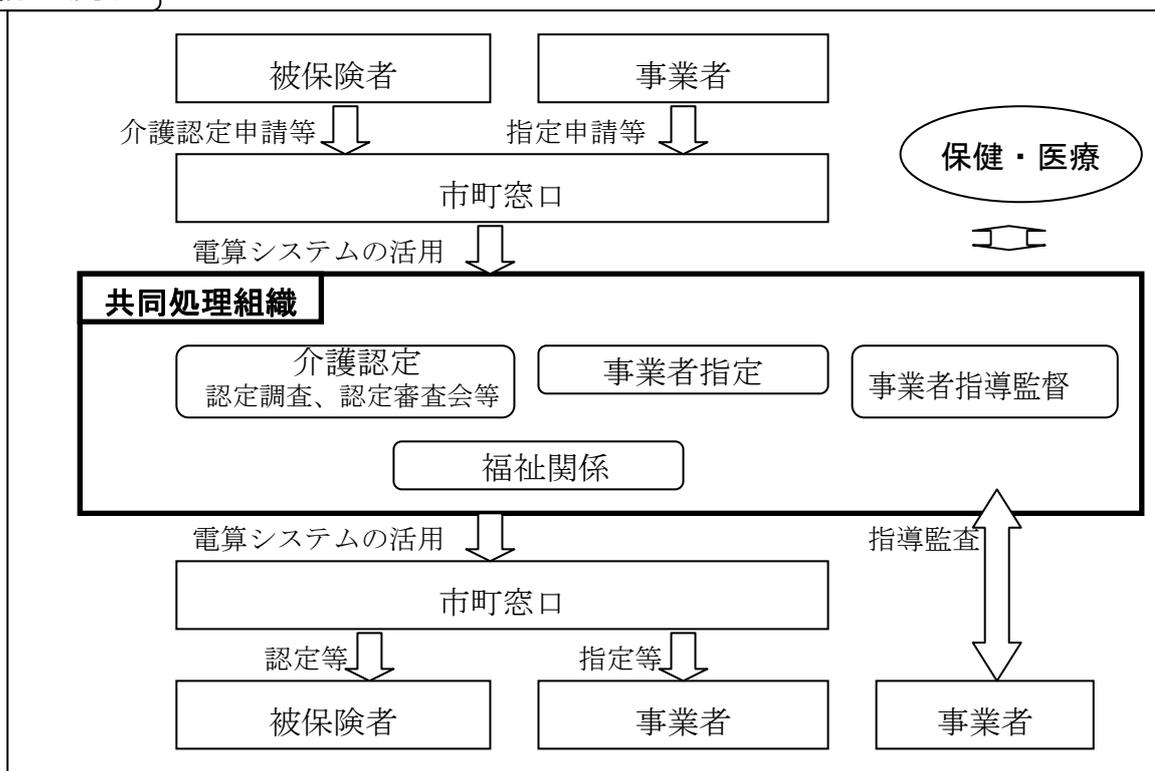
増大する介護保険関係事務への対応と住民サービスの向上を図るため、介護保険関係事務を共同処理することにより、専門的かつ効率的な事務処理体制を構築する。

(1) 連携して実施する事務

業務量が多く専門性を要する連携効果の高い事務について共同処理を行う。

項目	共同組織	市町で実施
要介護認定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定調査 ・主治医意見書の入手 ・一次判定 ・介護認定審査会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付・入力 ・認定後の結果通知 ・不服対応
事業者指定・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定 ・事業者の指導・監督 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳到達時の介護保険証発行 ・共同処理が適切と考えられる福祉関係事務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、相談

事務の流れ



(2) 連携の効果

区分	効果
業務遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・集中化による効率的な事務処理体制の確保 ・ノウハウの蓄積、情報共有による職員の専門性の確保
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の増加に伴う職員増員の抑制
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業者指導等による介護サービスの充実 ・サービス水準の向上
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な指導等による介護サービスの改善

3 連携体制

(1) 共同化の手法

介護保険事業等を実施する機関等の共同設置（地方自治法第252条の7）

区分	内容
設置機関	<ul style="list-style-type: none"> ・長の内部組織（各市町の行政組織規則等に規定する）
法定手続	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の協議による規約制定（議会の議決）、設置した旨及び規約の告示、知事への届出
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町共通の内部組織としての性格を有し、執行した権限は各市町に帰属

(2) 連携体制のイメージ
別紙のとおり

(3) 共同組織の取扱い等

区 分	内 容
幹事市町	・規約で幹事となる市町を定める
職 員	・各市町から職員を配置 ・共同組織の職員は幹事市町の職員の身分とみなされる
経費負担	・共同組織に要する経費は各市町が負担し幹事市町の予算に計上
決裁等	・各市町の事務決裁規程等に共同組織長の専決事項を規定
監 査	・幹事市町の監査委員が実施、各市町へも報告

賀茂地域における保健事業の連携方針（案）

1 連携の必要性

賀茂地域では少子高齢化が進み、医療・介護資源や自治体職員数が少ない中で、各市町においては、地域包括ケアシステムの構築、医療提供体制、介護保険制度、国民健康保険の全般において、中核的機能を発揮し、保健事業の充実を通じて、住民サービスの向上及び健康増進が求められている。

市町職員は一人で様々な業務を担当している状況にあり、十分な保健事業の展開（PDCA）ができず、地域の健康課題の増大への対応が難しい状況にある。

このため、市町の効果的な保健事業の推進に向け、数少ない専門職の資質向上と効率的な活用を進めることが重要であり、関係市町による広域的な連携、共同化が不可欠である。

- ・ 国民健康保険や介護保険の制度を維持していくためには、健康増進・介護予防等の保健事業の充実・強化により健康寿命の延伸を図り、医療費や介護給付費の増加を抑制していく必要がある。
- ・ 保健事業の充実・強化には、地域課題へ対応する職員の専門性を高めるとともに、保健師等専門職の確保や育成が可能な体制を構築する必要がある。
- ・ また、広域連携や事業の共同化により、地域の健康課題に対して住民に効果的かつ質の高い保健福祉サービスを提供することが必要である。

2 連携方針

保健事業の充実・強化及び住民サービスの向上を図るため、保健事業を共同で実施することとし、そのための実施体制を構築する。

- ・ 保健事業について、共同で事業の企画や関係機関との調整等を行い、広域的・効果的な実施を図る。
- ・ 相談等の総合窓口や個別訪問などの身近な住民サービスは市町の地区担当職員が実施する。
- ・ 保健師等の専門職が確保できない状況を改善し、健康づくりや介護予防など保健活動を充実できる体制を目指す。

(1) 連携して実施する事業

項目	内 容	備考
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠出産包括支援 ・健診事後フォロー ・虐待予防 等 	地区担当職員（各市町） ・総合相談 ・個別訪問 ・関係者との連携・調整 ⇒包括的な支援、個別事例への対応、介護予防等の取組強化
成人保健	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・保健指導 ・要フォロー者訪問 ・重症化予防 	
介護予防	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">重症化予防専門チームの設置</div> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の健康づくり ・生活支援事業 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 ・地域精神保健 ・難病対策 等 	

(2) 連携の効果

区 分	効 果
業務遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性強化による新たなニーズ・課題に対応できる体制の構築 ・包括的かつ継続的なフォローアップ（地区担当制等） ・ノウハウの蓄積、専門性の発揮・強化
財 政	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化予防や介護予防による医療費や介護給付費の抑制 ・特定検診受診率の向上等による国保調整交付金等の確保
専門職確保	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性強化や組織規模拡大による職員の資質向上 ・人材育成の体制整備 （ジョブローテーション・OJTの確保、産休育休サポート等） ・キャリアアップ体制の充実による新規人材の確保
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等の受診機会の増加 ・保健活動の充実による住民の健康増進、介護予防 ・住民サービスの地域間較差の解消

3 連携体制

(1) 共同化の手法

保健事業を実施する機関等の共同設置（地方自治法第252条の7）

区 分	内 容
設置機関	・長の内部組織（各市町の行政組織規則等に規定する）
法定手続	・市町長の協議による規約制定（議会の議決）、設置した旨及び規約の告示、知事への届出
法的効果	・市町共通の内部組織としての性格を有し、執行した権限は各市町に帰属

(2) 連携体制のイメージ 別紙のとおり

(3) 共同組織の取扱い等

区 分	内 容
幹事市町	・規約で幹事となる市町を定める
職 員	・各市町から職員を配置 ・共同組織の職員は幹事市町の職員の身分とみなされる
経費負担	・共同組織に要する経費は各市町が負担し幹事市町の予算に計上
決裁等	・各市町の事務決裁規程等に共同組織長の専決事項を規定
監 査	・幹事市町の監査委員が実施、各市町へも報告

今後のスケジュール（イメージ）

時 期	内 容
平成 29 年 ～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同組織が行う事務の範囲、幹事地方公共団体、執務場所、職員体制、職員の身分の取扱い、経費の負担方法等の検討
～ 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同組織の設置に関する規約案の検討、調整 ・ 事業実施方法等に関する各市町の調整 ・ 各市町長の合意
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町議会への規約案上程
～12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同組織が行う事業実施方法の関係機関等との調整 ・ 必要に応じ関係条例の改正案の検討 ・ 各市町の予算及び組織定数の調整 ・ 執務場所の整備予算の確保
平成 30 年 ～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務場所の調整 ・ 共同組織職員の人選 ・ 各市町議会への関係予算案及び関係条例案上程
4 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同組織の設置、事務の共同処理開始 ・ より効果的な事業実施方法の検討 ・ 最適な共同処理体制の検討

平成 29 年 2 月 21 日

賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議の概要

(賀茂健康福祉センター・長寿政策課)

1 概要

地域包括ケアシステムの構築に向けて、多職種連携を強化して、市町の体制整備に繋げるため、地域包括ケアシステムの推進を目的とする医療、福祉・介護の団体等で構成する「賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議」を開催した。

2 所掌業務と位置付け

区分	所掌業務	位置付け
県 会議	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護に係る団体間の連携強化 (情報交換 等) 圏域会議、市町会議の円滑な実施に向けた環境整備 圏域会議で把握された地域課題等の検討 等 	県域の地域ケア会議 ↓ 団体間の連携強化・市町支援検討
圏域 会議	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護資源の現状や地域課題の把握、共有化 圏域で必要とされる医療・介護サービスの検討 市町事業の円滑な実施に向けた環境整備 等 	圏域の地域ケア会議 ↓ 団体の実務リーダーによる作業部会

※圏域会議構成員：賀茂圏域の医療、福祉・介護の団体代表者又は実務担当者

3 開催日時等

(1) 第 1 回開催

日 時：平成 28 年 10 月 17 日 (月) 16 時 00 分から 17 時 45 分まで

議 題：行政説明及び意見交換

(2) 第 2 回開催

日 時：平成 29 年 2 月 6 日 (月) 16 時 00 分から 17 時 45 分まで

議題等：在宅医療・介護連携推進事業について

医療・介護・福祉人材確保について の意見交換

4 意見交換の内容

議題等	意見内容	課題に対する対応策 (意見)
在宅医療・ 介護連携	<ul style="list-style-type: none"> 賀茂圏域は開業医だけでは在宅医療の実施は困難なので各拠点病院の積極的な在宅医療への取組みが必要 24 時間訪問看護ステーションもない中、医療と介護の多職種連携が必要 在宅における看取りについては、もっと住民の理解が必要 	<ul style="list-style-type: none"> この圏域だからこそ連携体制の構築、ネットワークの活用が重要 人材不足を補う上でも連携ネットワークシステム (ICT 等) の積極的な活用が必要 潜在人材の掘起しが必要 看取り等住民の理解を促進するグループワークが重要
医療・介護・ 福祉人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護職とも人材不足 今後、マンパワーはもっと必要になってくる。 圏域や所属を越えた人材活用方法の検討も必要 	

5 今後の対応について

地域医療構想調整会議と当会議での議論について情報共有を図り、医療・介護の効果的な連携に努めていく。

(参考)

賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議 構成員

賀茂医師会会長、賀茂歯科医師会会長、賀茂薬剤師会会長、静岡県看護協会賀茂地区支部 副支
部長、下田メディカルセンター院長、伊豆今井浜病院院長、西伊豆健育会病院院長、ふれあい南
伊豆ホスピタル院長、ゆうあい訪問看護ステーション管理者、熱川温泉病院リハビリ担当、西伊
豆町社会福祉協議会（地域包括）、松崎十字の園社会福祉士、梓友会小規模多機能みくらの里所
長（介護支援専門員）、下田市社会福祉協議会会長、南伊豆町社会福祉協議会会長、梓友会特別
養護老人ホームみくらの里施設長、管内保健福祉担当課長

<新聞記事：平成 29 年 2 月 9 日伊豆新聞>

新聞記事

市民後見人育成等の共同実施 ～平成 28 年度市民後見人広域連携協議会（賀茂地区）～

（賀茂健康福祉センター）

1 概要

成年後見制度に係る現状や課題を共有するとともに、市民後見人等の育成・活用のための体制づくりに向けた関係機関の連携を図るため、家庭裁判所の管轄単位ごとに広域的に関係機関が連携する協議会を開催した。

2 主催：静岡県（静岡県社会福祉協議会に事業実施を委託）

3 協議会の概要

項 目	内 容
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町行政 ・市町社会福祉協議会 ・静岡家庭裁判所 ・静岡県弁護士会 ・公益財団法人成年後見センターリーガルサポート静岡県支部 ・一般社団法人静岡県社会福祉士会 ・静岡県社会福祉協議会 ・静岡県
日程及び会場	日時：平成 29 年 1 月 13 日（金）午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 道の駅 開国下田みなと会議室 3（下田市外ヶ岡）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関における成年後見制度を取り巻く状況についての報告 ・市民後見人の育成・活用のための体制づくりに関する意見交換

4 当日の出席者

所属先	所属部課係名
下田市	福祉事務所 障害福祉係
下田市	市民保健課地域包括支援センター
東伊豆町	健康づくり課介護係（地域包括支援センター）
河津町	保健福祉課
南伊豆町	健康福祉課 福祉介護保険係
松崎町	健康福祉課 介護保険係
西伊豆町	健康増進課 介護保険係
西伊豆町	環境福祉課 福祉係
下田市社会福祉協議会	—
東伊豆町社会福祉協議会	—
河津町社会福祉協議会	—
南伊豆町社会福祉協議会	—
松崎町社会福祉協議会	—
西伊豆町社会福祉協議会	—

所属先	所属部課係名
静岡家庭裁判所	本庁
静岡家庭裁判所	下田支部
静岡県弁護士会	—
（公社）成年後見センター・リーガルサポート静岡支部	—（2人）
（一社）静岡県社会福祉士会	—
静岡県	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
静岡県	賀茂健康福祉センター（2人）
静岡県社会福祉協議会	生活支援部権利擁護課（2人）

賀茂地域における市民後見人育成等の共同実施体制

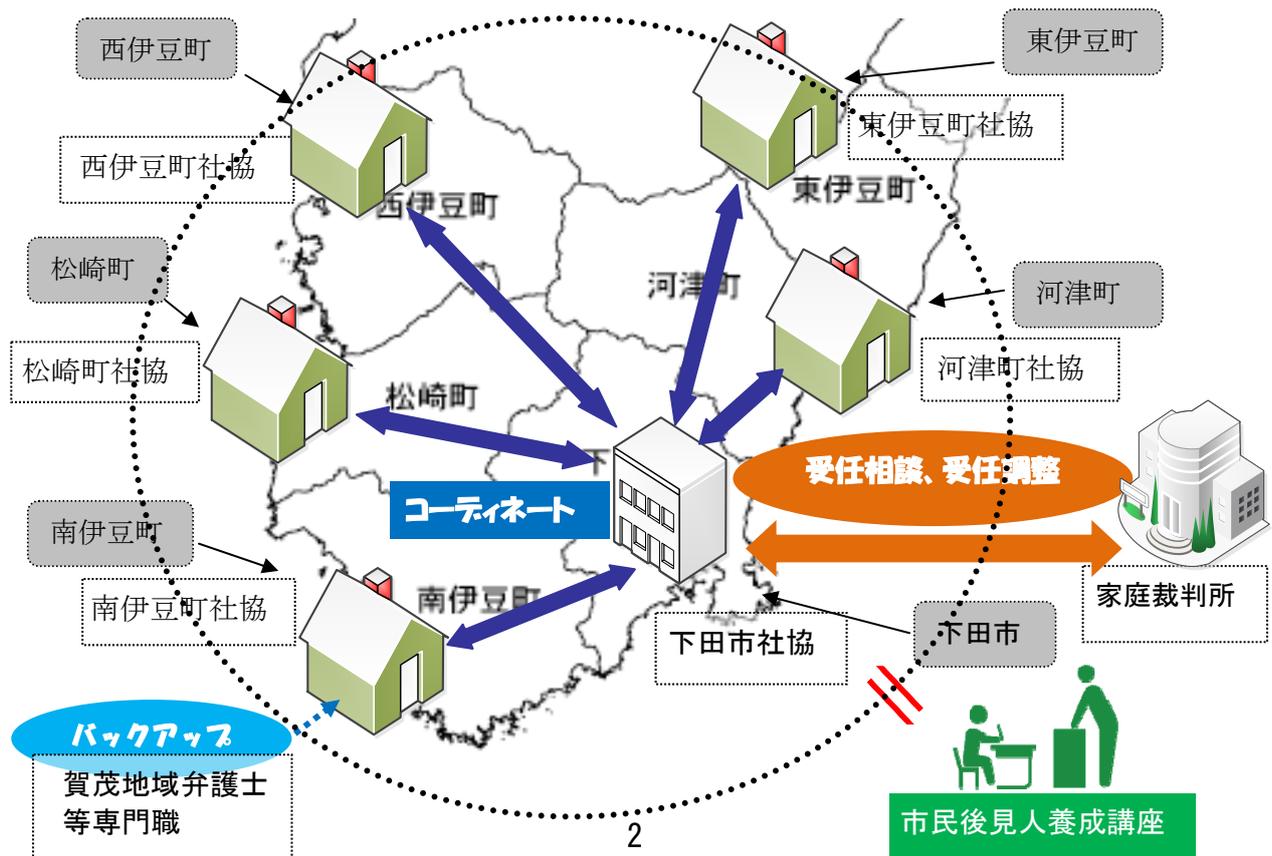
(賀茂健康福祉センター)

1 共同実施の概要

事項	内 容
共同実施の仕組	賀茂 1 市 5 町において、賀茂地域の市民後見人の育成事業等を共同実施する。 (社協協定を締結し、1 市 5 町が各市町社会福祉協議会に業務委託)
委託業務内容	ア 成年後見制度に関する相談及び利用支援 イ 成年後見制度に関する広報及び啓発 ウ 市民後見人の育成 エ 市民後見人の登録、家庭裁判所との受任調整及び市民後見人への活動支援 オ 成年後見制度に関する関係機関等との連携 カ その他運営に関して必要な事項
委託及び共同実施の時期	平成 29 年 4 月～：定款変更後及び市町業務委託契約完了後
委託負担割合	4 割は 1 市 5 町均等割、6 割は総人口割 (在宅医療介護連携推進事業と同様だが、当事業は対象が高齢者に限定されないことから、在宅医療介護連携推進事業で採用した高齢者人口割ではなく総人口割を採用した。)
委託経費	全体経費は 3,210 千円 (平成 29 年度)
幹事市	下田市

2 共同実施体制のイメージ

※市町間、社会福祉協議会間の連携と専門職職域団体の協力により実施体制を構築する。



賀茂地域広域連携会議 新規検討テーマ（案）

1 新規検討テーマ

(1)行政分野の連携

項目	現状・課題	検討の方向性	検討結果
公共施設の長寿命化、共同活用・管理（電気料金削減）	○公共施設の有効的活用が求められている。 ○施設が老朽化し更新時期を迎える一方、財政状況は厳しく、技術・ノウハウ等も不足。	○電力入札の手法を研究し、公有施設の電気料金削減方を検討	○3市町で導入済み ○個別検討可能
市町税務業務の共同処理	○固定資産税家屋評価業務は専門知識を必要とするが、人材・スキルが不足している。	○評価ソフトの統一によるコスト削減 ○評価業務の経験者（市町職員OB）の再任用等による人材確保とコスト削減 ○非木造家屋評価の県技術支援⇒評価業務の均質化	○まず賀茂地方税務研究会で検討する
鳥獣害対策の共同実施	○有害捕獲は市町、管理捕獲は県の役割分担 ○市町個別の対策では、対象動物の一時的な移動で効果が薄い。	○有害捕獲の共同発注や統一実施期間設定 ○食肉利活用の方策検討から担い手不足解消への展望	○まず伊豆地域鳥獣害対策連絡会で検討する

(2)官民・民民の連携

項目	現状・課題	検討の方向性	検討結果
移住定住施策の官民連携	○施策の更なる推進に市町・民間団体等との連携が必要。	○賀茂地域出身者が地域の魅力を再発見し、Uターンに繋がるような定住・定着方策の検討 ○地域住民が、地域の魅力を再発見し、住み続けることに繋がるような定住・定着方策の検討 ○お試し移住体験の運営方式の共同化の検討 Ex. 利用希望者が1市5町を連泊体験 ○移住体験ツアーの運営方式の共同化の検討 Ex. 地域の伝統芸能体験や海女体験 ○地域おこし協力隊等の活用	○専門部会を設けて検討する要あり

2 今後のスケジュール

～H29.5 下旬頃	県所管課との内部調整、市町担当課との情報交換及び基礎調査等の実施
H29.5 下旬～6 月上旬	第13回賀茂地域広域連携会議において、専門部会設置等の協議
H29.6 月上旬以降～	専門部会での具体化の検討を開始

公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）

（政策企画部市町行財政課、くらし・環境部水利用課）

（要 旨）

「公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）」第 5 回専門部会を 2 月 2 日（木）に開催したので、その概要を報告する。

1 会議の概要

- (1) 「経営戦略・水道ビジョン」共通仕様書の最終案を示し、了承
- (2) 総務省「新たな広域連携促進事業」を活用した「経営及び施設の連携プラン」の成果について報告

2 「経営及び施設の連携プラン」の概要

	検討分野	現状・将来の状況等	連携プランの提案事項
1	施設の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 年度時点で約 6.7 万人の給水人口が、約 40 年後の H68 年度には約 3.4 万人へと半減 ・ これに伴い、有収水量は H26 年度の約 3.0 万 m³/日から 60.2 %減の約 1.2 万 m³/日に減少、施設利用率も H26 年度の 38.3%から H68 年度には 14.9%に減少見込み 	<p>松崎町と西伊豆町の施設統廃合</p> <p>○「松崎町江奈地区」と「西伊豆町仁科地区」の管路接続と水源の統合</p> <p>課題：水源や地形等の課題から 1 市 5 町全団体での施設統廃合は困難</p>
2	施設更新需要の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40 年間の更新需要は約 480 億円（年平均 12 億円）となり、現在の事業費に比べ大幅増加となる見込み（※） ・ 今後更新していくためには各市町において 2～7 倍の料金値上げが必要 <p>※現有施設をそのまま維持し、法定耐用年数の 1.5 倍で更新すると仮定した場合</p>	<p>施設長寿命化のための適切な維持管理及び需要見通しを踏まえた適切なダウンサイジング</p> <p>○施設、管路更新計画の共同発注</p> <p>○共同発注に向けた設計仕様等の共通化</p> <p>○運搬給水や可搬式ろ過機等の共同化</p>
3	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 市町とも小規模施設が点在しているが、施設監視システムの導入は主要施設等の一部にのみであり、多くは巡回点検で監視 ・ 管理の方法（直営、一部委託、全委託）も市町により異なり、課題は共有化されていない 	<p>○下田市と河津町の施設管理の共同化、共同委託</p> <p>○西伊豆町と松崎町の施設管理の共同化、共同委託</p> <p>○南伊豆町の包括委託に対する連携によるバックアップ</p>

	検討分野	現状・将来の状況等	連携プランの提案事項
4	水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 水質定期検査は6市町が個別に委託発注 	<ul style="list-style-type: none"> 水処理、水質異常時及び事故時対応の勉強会 「水安全計画」の共同策定 官民水質協議会等の設立 <p>課題：商慣行等からコスト削減を明確に示すことができない</p>
5	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ、相模トラフ等の大規模地震が想定される中、応急給水マニュアルの作成済みは3団体 	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定作成、情報共有 事業継続のための連携、他地域への応援 復旧手順の統一化及び資機材の標準化 <p>課題：被害想定策定には、対応の費用が必要</p>
6	営業業務	<ul style="list-style-type: none"> 6市町とも外部委託は検針のみ（民間業者、地元住民個人） 料金滞納の対策は、税の滞納対策と併せて市町全体で取組 料金システムは全市町が導入（4市町、2町が同メーカー） 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な財務・料金システムの統一 <p>課題：市町ごとにシステムの更新時期や導入範囲・内容が異なる</p>
7	共同購入	<ul style="list-style-type: none"> 電力、薬品、資機材等の購入については、共同購入等はされておらず、課題も共有されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 電力、薬品、物品等の共同購入 災害時対応を見据えた各種仕様の標準化 特定規模電気事業者からの共同購入や複数年度契約
8	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 水道単独1町、上下水道2市町、水道温泉3町 職員数は南伊豆町は2名と少なく、下田市と東伊豆町は水道担当がそれぞれ14名、12名と多く、その他は水道以外の業務も含めて5名前後 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力向上に向けた勉強会の開催 共同委託に向けた施設管理の自動化・集約化の推進 <p>課題：組織統合は当面困難</p>

3 今後の予定

	平成 29 年度	平成 30 年度
経営戦略、水道ビジョン（アセットマネジメント、ダウンサイジング）の策定	アセットマネジメントの実施・ダウンサイジングの検討を共通認識を持って実施	経営戦略・水道ビジョンに反映
「連携プラン」の検討	プラン提案の中から「共同購入」、「管理事務標準化」等、短期的に実現可能性のある提案の具体化を検討	可能なものから実施

「〇〇市（町）水道事業ビジョン・経営戦略」策定委託業務仕様書

第 1 章 総則

（適用範囲）

第 1 条

本仕様書は、「〇〇市（町）水道事業ビジョン・経営戦略策定計画業務」に適用する。本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき一般事項は、関係法令、諸規定及び「静岡県業務委託共通仕様書」（平成 11 年版）によるものとする。

（目的）

第 2 条

本業務の目的および業務の概要は、以下のとおりとする。

- 1 本業務は、「水道事業ビジョン作成の手引き」（平成 26 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局通知）並びに「経営戦略策定ガイドライン」（平成 28 年 1 月 26 日付け総務省自治財政局通知）に沿い、「投資試算」及び「財源試算」、経営健全化や財源確保の具体的方策を整理し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」及び中長期的な計画に加えて将来の理想像を明示する「水道事業ビジョン」をとりまとめることを目的とする。
- 2 業務の概要
 - （1）水道事業の現状分析及び課題の整理
 - （2）将来の事業環境の予測
 - （3）水道事業の理想像と目標の設定
 - （4）目標の実現方策の検討
 - （5）投資・財政計画の策定
 - （6）収支ギャップ解消の取組
 - （7）進捗管理体制の検討
 - （8）「水道事業ビジョン・経営戦略」の策定

（対象）

第 3 条

検討対象とする事業は、以下のとおりとする。

〇〇市（町）水道事業

（管理技術者、照査技術者及び技術者）

第 4 条

管理技術者、照査技術者及び技術者については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、水道事業の施設、組織、財政等に関する高度の知識と十分な実務経験を有する管理技術者、照査技術者、その他必要な技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上水道及び工業用水道）又は技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）の資格を有するものとする。

3 管理技術者及び照査技術者は、水道事業の水道ビジョン策定業務、アセットマネジメント（タイプ3C以上）の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（策定期間）

第5条

「水道事業ビジョン・経営戦略」の策定期間は、平成 〇〇 年度の 〇〇 年間とする。

- ・水道ビジョンの策定期間は当面の目標点を概ね10年後とする。
- ・経営戦略の計画期間は10年以上の合理的な期間とする。
- ・水道ビジョンと経営戦略を兼ねる場合は、10年以上の同一期間とする。
- ・なお、水道ビジョンについては、50年、100年先の将来を見据えた理想像の明示が必要（第9条）となることに留意する（水道ビジョン作成の手引き4）。

（履行期間）

第6条

業務の履行期間は、契約日から平成 〇〇 年 〇 月 〇 日までとする。

第2章 業務内容

（水道事業の現状分析及び課題の整理）

第7条

水道事業の現状分析及び課題の整理については、次のとおり行うものとする。

1 事業の現況

以下の基本情報について整理する。

基本情報	内 容
自然条件	地形、地質、気象、水資源、災害等
社会条件	国勢調査を基にした人口、土地利用、産業構造及び交通等
各種計画	水資源に関する計画、市町村の振興計画、および大規模開発計画等
水道事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・市町全体の水道整備状況と普及状況・水道事業の沿革、水需要実績推移、水需要特性・当該水道事業の既往の構想や計画（維持管理、経営も含む）事業経営資料、事業経営状況、職員数・既存水源の形態、水利権、取水実績・事故、水源に関する特性・原水および給水栓の水質試験、既存浄水方法、水道施設整備状況・既存施設の位置・規模・構造、水道施設整備状況・送配水状況（需要の分布と管網形態等）資料の収集、送配水特性

2 経営の現況

以下の業務指標を整理する。

(1) 経営上の現状評価

「水道事業ガイドライン」（平成28年3月2日改正 日本水道協会）に示される各種の業務指標（PI）を直近5か年程度について算出する。

(2) 持続面の現状評価

(1)により算出した指標を総務省が公表している「経営比較分析表」を活用し、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を整理する。

3 民間活力の導入の現状

民間活力の導入、資産活用の状況について整理する。

(将来の事業環境の予測)

第8条

将来の事業環境の予測については、次のとおり行うものとする。

1 水需要予測

将来見通しを得るため、給水人口（各市町で策定した人口ビジョンを反映）及び給水量の実績、開発計画等の動向を整理し、第5条で設定した期間における水需要予測を行う。予測する項目は、行政区域内人口、給水人口、有収水量、1日平均給水量、1日最大給水量とする。

また、アセットマネジメントの検討に用いる長期の水需要について概略の検討を行う。

2 水源の汚染及び利水の安全性

水源の汚染リスクを想定した将来の対応、クリプトスポリジウム等の対策等、水源環境を踏まえた適切な対策及び少雨化や降雨量の変動による渇水の影響など利水の安全性についての予測を行う。

3 資産の現状把握及び更新需要の算定

更新事業を実施しなかった場合について、資産の健全度の推移を整理する。健全度は健全資産（経過年数が法定耐用年数以内）、経年化資産（経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍）、老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の1.5倍超）に分けて今後の資産額を求める。

また、法定耐用年数を基準として更新事業を行った場合の更新需要を算定する。なお、管路については、口径別に布設延長当たりの単価を設定し、更新需要を算定する。

更新需要の算定は、「アセットマネジメント簡易支援ツール Ver 2」（平成26年4月16日付け厚生労働省通知）に基づき、実施マニュアルのステップ3の検討とする。

(水道事業の理想像と目標の設定)

第9条

水道事業の理想像と目標の設定については、次のとおり行うものとする。

1 理想像

新水道ビジョンに掲げられている水道の理想像を踏まえた、「持続」、「安全」、「強靱」の観点及び市(町)の総合計画等上位計画に留意し、簡易水道、飲料水供給施設、水道未普及地域を含む市(町)全域に関する給水の方針を踏まえるとともに水道広域圏における連携等を考慮し、50年先を見据えた水道事業の理想像(基本理念)を設定する。

経営戦略のみ策定する場合は、「将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持する」という経営戦略の基本的考え方をベースに設定する。

2 目標

前項で設定した理想像を具体化するための、以下の事項について、方向性・目標を設定する。なお、方向性・目標については、可能な範囲で定量化する。

(1) 健全経営の持続に関する事項

- ・簡易水道、水道未普及地域への対応方針
- ・広域連携、民間活力やICTの活用の方針
- ・効率的な運用のための施設再編成の方針(施設再編計画の策定、**将来的な有収率、基幹管路更新率、施設利用率、最大稼働率の目標数値設定**)
- ・組織運営、人材育成の方針
- ・水道料金見直しの方針(見直し期間の設定)

(2) 安全な水の供給に関する事項

- ・水源の水質保全に関する方針(水安全計画の策定)
- ・系統間の原水融通に関する方針
- ・原水水質に適した浄水処理の方針(水質基準不適合率の設定)
- ・原水水質異常時の対応に関する方針(相互連絡体制の構築)

(3) 強靱な水道システムに関する事項

- ・基幹施設の耐震化に関する方針(耐震化計画の策定、**基幹管路耐震適合率、浄水施設耐震化率、配水池耐震化率の目標数値設定**)
- ・災害対応体制の確保に関する方針
- ・災害時に備えた資機材の備蓄、調達体制に関する方針

(目標の実現方策の検討)

第10条

第7条及び8条で整理した内容を踏まえ、第9条で設定した目標を達成するため、当面の水道事業の経営方針、実行性や優先度を考慮して、実現方策(課題解決策)を検討する。なお、検討する事項については、次のとおりとする。

- 1 簡易水道の統合、飲料水供給施設及び水道未普及地域への対応に関する事項
- 2 広域化の推進に関する事項
- 3 官民連携の推進に関する事項
- 4 水道施設の整備計画に関する事項

第8条で算定した更新需要について、以下の条件を基に重要度、優先度を考慮したうえで、合理的な整備計画を整理する。

条件	内 容
平準化	更新基準年数(実使用年数)を設定し、更新時期の平準化を図る。

緊急性	市町が策定する耐震化計画、機能診断の結果により、緊急性を検討し、補強・補修又は更新の時期を見直す。
ダウンサイジング	第8条1の水需要予測、第10条2の広域化の推進に関する事項の検討を基に、第9条2(1)で設定した「施設利用率」及び「最大稼働率」の目標値に沿って、適切な能力・規模となるよう、ダウンサイジングする施設・設備を検討する。
コスト削減	長寿命化によるライフサイクルコストの低減、新技術によるコスト削減等を検討し反映させる。

- 5 経営状況の改善に関する事項
- 6 組織、人材、定員、給与に関する事項
- 7 水質保全のための取組に関する事項
- 8 基幹施設の耐震性の確保に関する事項
- 9 その他の経営基盤強化に関する事項
- 10 情報公開に関する事項
- 11 その他重点事項

(投資・財政計画の策定)

第11条

施設・設備に関する投資の見通しを試算した投資試算と、財源の見通しを試算した財源試算を基に、「経営戦略ガイドライン」の考え方に沿って、投資以外の経費も含めた収支の見通しをとりまとめた投資・財政計画を策定する。

1 基本的な考え方

(1) 「収支均衡」の考え方

「収支均衡」とは、計画期間内で「純損益」が黒字となることであり、赤字が発生している場合の赤字部分を「収支ギャップ」と呼ぶ。将来の支出・収入の整合性を検証した結果、「収支ギャップ」が生じる場合には、ギャップ解消に向けた取組の方向性や検討体制、スケジュール等を提言する。

(2) 「投資試算」及び「財源試算」の基本的な考え方

「投資試算」と「財源試算」に当たっては、少なくとも現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえた試算を行い、その上で料金引き上げや投資の在り方の見直し等を複合的に検討する。

(3) 独立採算性の基本原則等から留意すべき事項

公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることや「経営戦略」の目的が将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持することにあることを踏まえ、料金回収率の向上、一般会計からの繰出金の適正化、累積欠損金の解消等には特に留意する。

(4) 抜本的な改革の検討について

地域の実情に応じ、広域化・共同化等の広域的な連携や民間活用について、積極的に検討する。

(5) 組織、人材、定員、給与に関する事項

可能な範囲で一般会計等を所管する部門等と調整を行い、現時点で想定される経営健全化に資する取組を記載する。

(6) 住民・議会への説明

「投資試算」及び「財源試算」の将来予測の方法や理由、「収支ギャップ」の解消の方向性等については、住民・議会に対して説明する必要があることに留意する。

2 投資試算

「投資試算」は将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画をいう。

まず、第10条で検討した目標の実現方策に基づき、サービスの提供を安定的に継続するために必要な指標を設定する（具体的な指標は「経営戦略ガイドライン」の「投資試算」を参照）。

その上で、下記項目を参考に、合理的な投資の内容・所要額等の見通しを「投資試算」として取りまとめる。

<資本的支出>

(1) 10条4の実現方策をふまえた施設・設備、管路等の建設改良費

(2) 企業債の償還金

既発債の償還金については、償還表に基づき各年度の償還額を積算する。

また新発債の償還金については、第10条で検討した目標の実現方策に基づき、将来の更新・耐震化計画等により、各年度の償還額を積算する。

<収益的支出>

(3) 固定資産の減価償却費

固定資産台帳に登録されている償却資産及び今後の更新投資等により、取得する償却資産に係る減価償却費を算定する

(4) 支払利息

既発債については、償還表に基づき各年度の支払利息を積算する。新発債については、建設改良費に係る各年度の地方債の発行予定額から実情に応じた発行条件を設定し、各年度の支払利息を積算する。

<投資以外の経費>

(5) 委託料

(6) 修繕費

(7) 動力費

(8) 職員給与費

3 財源試算

「財源試算」は「投資試算」等の支出を賄うための財源の見通しを試算した計画をいう。

まず、各団体の実情を勘案し、収支均衡に向けた指標を設定し、その上で、主な財源として構成される「料金収入」、「企業債」、「繰入金」について、財源ごとの額の見通しについて、確保する手段とともに「財源試算」として取りまとめる。

(1) 料金収入

人口ビジョンに基づいた給水人口の将来推計、大口使用者の動向、節水トレンドや地下水利用など、水需要の変化を適切に見込んだ上で算定する。なお算定に当たっては、発注者の実情に応じて適切な方法を選択し、毎年の年間収入を求めるものとする。

(2) 企業債の発行

今後の人口減少を踏まえ、将来世代に過度な負担を強いることがないように、発行額の適切な管理に留意して発注者が示す上限額を基に整理する。

発注者は、起債発行のルール等を確認し、発行上限額を提示すること。

(3) 繰入金

安易に増やすことで収支を均衡させることは適切でないことに留意して発注者が示す上限額を基に整理する。

発注者は、繰出基準に基づいた必要額その他、財政当局と調整した繰出金額を算出し、提示すること。

(収支ギャップ解消の取組)

第 12 条

第 11 条 2 の投資試算及び同条 3 の財源試算を基に、将来の収支を比較する。収支ギャップが生じる場合には、以下のことを検討する。

- (1) 投資の合理化・経常経費の見直し
 - ・民間活用
 - ・施設・設備のダウンサイジング
 - ・スペックダウン
 - ・長寿命化
- (2) 広域連携（事務の協力～事業統合）
- (3) 料金改訂
- (4) その他
 - ・組織再編
 - ・職員給与の適正化
 - ・情報通信技術の活用
 - ・新技術の活用（省エネ技術や長寿命な管路導入等）
 - ・企業債金利の低減（借入条件の工夫等）
 - ・契約条件の合理化
 - ・資産の有効活用（遊休資産の売却や貸付等）
 - ・基金の適切な運用（債券運用の導入等）
 - ・附帯事業の適切な運用（小水力発電や太陽光発電等）

賀茂地域については、収支ギャップの検討を行った結果、単独での事業運営では厳しい結果となることが予見されるため、解消のための取組として賀茂地域広域連携会議において検討を行う「広域連携プラン」で示される経営改善手法を経営戦略に反映すること。

①賀茂地域の水道事業の現況（前提条件）

- ・市町単独での経営効率が低いこと
 - ・耐震化率が低いこと
 - ・耐用年数を超えた管路の割合が高く、更新率が低いこと
- 経営効率が低い中で、施設の大量更新が必要

②平成 28 年度末に示される連携プランにおける経営改善手法の導入

○短期的な取組

- ・事務の共同化等のソフト面での連携を具体的に盛り込むこと

○長期的な取組

- ・施設の共同化、共同設置等のハード面での連携の方向性を提示すること

(進捗管理体制の検討)

第13条

「水道事業ビジョン・経営戦略」に掲げる実現方策を着実に推進するため、定期的な進捗管理、評価および改定などについて、時期、体制等を検討する。

(「水道事業ビジョン・経営戦略」の策定)

第14条

以上の検討結果を取りまとめて、経営戦略を包括した内容で「〇〇市(町)水道事業ビジョン・経営戦略」を策定するとともに、同概要版を作成する(策定した「水道事業ビジョン」及び「経営戦略」は市町において公開する)。

なお、「〇〇市(町)水道事業ビジョン・経営戦略」の策定にあたり、「(仮称)〇〇市(町)水道事業経営検討会」において内容を審議するが、検討会への出席、説明資料の作成及び説明等の対応を行う。

第3章 打合せ

(打合せ)

第15条

打合せ時期及び回数等については、下記のとおりとする。なお、業務実施にあたっては、あらかじめ実施計画について監督員と打合せを行うものとする。

- (1) 調査作業着手の段階 1回
- (2) 中間(検討会での説明を含む) 〇回以上
- (3) 報告書原稿作成段階 1回

第4章 貸与資料等

(貸与資料等)

第16条

受注者は、次の計画等を基本として業務を行うものとする。

- (1) 〇〇市(町)総合計画
- (2) 〇〇市(町)地域防災計画
- (3) 〇〇市(町)水道事業変更認可申請書
- (4) 給水人口・給水量実績
- (5) 構造物、設備の仕様等が分かる図面・資料
- (6) 管路マッピングシステムのデータ
- (7) 〇〇市(町)水道事業・簡易水道事業の決算書および予算書
- (8) 既存債の元利償還金予定、既設の減価償却費予定(水道、簡易水道共)
- (9) その他必要な資料

(準拠すべき基準)

第17条

受注者は、次の基準等を基本として業務を行うものとする。

- (1) 水道法
- (2) 新水道ビジョン(厚生労働省健康局)
- (3) 「水道事業ビジョン」作成の手引き(厚生労働省健康局)
- (4) 公営企業の経営に当たっての留意事項について(総務省自治財政局)

- (5) 経営戦略策定ガイドライン(総務省自治財政局)
- (6) 水道事業ガイドライン(日本水道協会)
- (7) 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」
(厚生労働省健康局水道課)
- (8) 水道の耐震化計画等策定 (厚生労働省健康局水道課)
- (9) 水安全計画策定ガイドライン(厚生労働省健康局)
- (10) 水道施設更新指針(日本水道協会)
- (11) 水道施設の機能診断の手引き(水道技術研究センター)
- (12) 水道施設設計指針・解説(日本水道協会)
- (13) 水道施設耐震化工法指針・解説(日本水道協会)
- (14) 水道維持管理指針(日本水道協会)
- (15) 土木学会、日本建築学会その他の関連基準、標準示方書、設計指針及び法規、標準示方書及び基準等の定めと本仕様書の定めが異なる場合は、本仕様書の定めによるものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第18条

成果品及び提出部数は次表のとおりとする。

区 分	規 格	部 数	備 考
「〇〇市(町)水道事業ビジョン・経営戦略」	A 4	〇部	
同上概要版	A 4	〇部	
報告書(「〇〇市(町)水道事業ビジョン・経営戦略」)及び同概要版、検討資料、打合せ記録簿ほか)	A 4	〇部	
上記全ての電子成果品	—	1式	C D 〇枚

第6章 契約変更

(契約変更)

第19条

契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第2章に示す「作業項目」に変更が生じた場合
- (2) 第2章及び3章に示す「検討会」の対応を行った場合
- (3) 第5章に示す「成果品提出部数」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合
- (5) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第20条

その他定めなき事項は以下のとおりとする。

- (1) 委託業務作業中であっても、工期前に部分納品を求める場合がある。
- (2) その他、本仕様書等で定めがない事項は、監督員と協議するものとする。

賀茂地域水道事業の現状と今後の見通し

1 給水人口、有収水量、施設利用率の見通し（1市5町計）

平成 68 年度の給水人口は、平成 26 年度の 66,972 人から 49.0%減の 34,131 人となり、それに伴い有収水量は、平成 26 年度の 30,242 m³/日から 60.2%減の 12,050 m³/日へ減少、施設利用率も平成 26 年度の 38.3%から平成 68 年度には 14.9%まで落ち込む見通し。

(1市5町計)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口（人）	66,972	63,818	54,226	45,985	39,275	34,131
有収水量（m ³ /日）	30,242	28,401	22,881	18,261	14,647	12,050
施設利用率（%）	38.3	35.8	28.4	22.5	18.1	14.9

※給水人口：市町推計値のある期間については、市町推計値を使用。市町推計値のない団体、期間については受託コンサルタントの推計値を使用。

※有収水量：料金徴収の対象となった水量。市町推計値のある期間については、市町推計値を使用。市町推計値のない団体、期間については受託コンサルの推計値を使用。

※施設利用率：各時点における 1 日平均配水量を平成 26 年度時点の施設能力で除したもの。

2 今後 40 年間の施設更新需要と財政収支の見通し

(1) 推計手法

①施設更新需要の算出方法

管路及び施設（浄水場、配水池、ポンプ等）について、現有施設をそのまま維持する想定で、全施設を法定耐用年数の 1.5 倍で更新するものとして算出。

②財政収支見通しの算出方法

ア 算出方法

①の更新需要に基づき、(ア) 収益的収支の損益（現金ベース）と (イ) 資本的収支の不足額を算出し、(ア)+(イ)により、水道事業全体の収支を算出。

イ 供給単価の設定

5 年毎に料金改定を行うこととし、期間終期の平成 68 年度時点で、平成 28 年度水準程度の資金残高を維持できるよう供給単価を設定。

(2) 各市町の収支見通し

(下田市)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口（人）	22,741	21,953	19,304	16,936	14,859	13,208
有収水量（m ³ /日）	9,859	9,557	8,296	7,003	5,912	5,076
施設利用率（%）	41.4	40.1	34.8	29.4	24.8	21.3

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	4,012,544	2,729,016	2,827,360	5,031,930	14,600,849
供給単価(円/m ³)	184.5(H29~33) 202.9(H34~38)	228.2(H39~43) 251.6(H44~48)	270.2(H49~53) 302.3(H54~58)	364.6(H59~63) 396.1(H64~68)	供給単価の増 H27(174.2円/m ³)の 2.3倍へ
収益的収支の損益(ア)	3,204,943	3,260,041	3,347,483	4,092,294	平均的な4人家族の料金 3,418円 → 7,861円
資本的収支の不足額(イ)	△ 3,159,000	△ 3,292,000	△ 3,157,000	△ 4,321,000	
(ア)+(イ)	45,943	△ 31,959	190,483	△ 228,706	
資金残高 (H28末 238,922)	284,865	252,906	443,389	214,683	

(東伊豆町)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口（人）	12,380	11,741	9,841	8,248	6,913	5,898
有収水量（m ³ /日）	7,473	6,795	4,949	3,605	2,626	1,974
施設利用率（%）	35.2	32.0	23.3	17.0	12.4	9.3

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	2,639,322	4,177,932	3,929,856	6,227,172	16,974,279
供給単価(円/m ³)	174.6(H29~33) 235.7(H34~38)	323.6(H39~43) 453.1(H44~48)	602.7(H49~53) 740.3(H54~58)	935.6(H59~63) 1,114.4(H64~68)	供給単価の増 H27(154.1円/m ³)の 7.2倍へ
収益的収支の損益(ア)	1,813,871	2,952,367	4,215,511	4,904,219	平均的な4人家族の料金 3,493円 → 25,149円
資本的収支の不足額(イ)	△ 2,080,000	△ 2,826,000	△ 3,799,000	△ 5,260,000	
(ア)+(イ)	△ 266,129	126,367	416,511	△ 355,781	
資金残高 (H28末 742,740)	476,611	602,978	1,019,489	663,708	

(河津町)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口 (人)	7,050	6,805	6,050	5,378	4,781	4,301
有収水量 (m ³ /日)	2,575	2,430	2,004	1,653	1,363	1,146
施設利用率 (%)	48.4	45.6	37.6	31.0	25.6	21.5

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	967,710	882,662	817,814	1,267,258	3,935,442
供給単価 (円/m ³)	224.9 (H29~33) 269.9 (H34~38)	315.8 (H39~43) 353.7 (H44~48)	403.2 (H49~53) 463.7 (H54~58)	533.3 (H59~63) 613.3 (H64~68)	供給単価の増 H27 (155.1円/m ³) の 4.0倍へ
収益的収支の損益 (ア)	721,040	861,651	1,017,532	1,236,094	平均的な4人家族の料金 3,348円 → 13,392円
資本的収支の不足額 (イ)	△ 761,000	△ 857,000	△ 973,000	△ 1,234,000	
(ア)+(イ)	△ 39,960	4,651	44,532	2,094	
資金残高 (H28末 129,786)	89,826	94,477	139,009	141,103	

(南伊豆町)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口 (人)	8,674	8,277	7,080	6,056	5,180	4,501
有収水量 (m ³ /日)	3,407	3,172	2,501	1,972	1,554	1,255
施設利用率 (%)	48.4	44.8	35.3	27.9	22.0	17.7

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	1,197,104	1,954,798	716,706	1,413,780	5,282,385
供給単価 (円/m ³)	194.6 (H29~33) 223.8 (H34~38)	257.4 (H39~43) 301.4 (H44~48)	361.7 (H49~53) 434.1 (H54~58)	502.3 (H59~63) 532.0 (H64~68)	供給単価の増 H27 (184.0円/m ³) の 2.9倍へ
収益的収支の損益 (ア)	1,171,095	1,041,555	1,218,736	1,475,143	平均的な4人家族の料金 4,752円 → 13,780円
資本的収支の不足額 (イ)	△ 1,090,000	△ 1,095,000	△ 1,195,000	△ 1,477,000	
(ア)+(イ)	81,095	△ 53,445	23,736	△ 1,857	
資金残高 (H28末 105,051)	186,146	132,701	156,437	154,580	

(松崎町)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口 (人)	7,347	7,008	5,894	4,989	4,233	3,651
有収水量 (m ³ /日)	2,588	2,484	2,153	1,837	1,563	1,352
施設利用率 (%)	34.7	33.2	28.5	24.3	20.7	17.9

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	375,534	528,976	273,334	1,183,916	2,361,758
供給単価 (円/m ³)	160.3 (H29~33) 170.2 (H34~38)	173.6 (H39~43) 173.6 (H44~48)	178.7 (H49~53) 187.7 (H54~58)	219.7 (H59~63) 274.6 (H64~68)	供給単価の増 H27 (153.1円/m ³) の 1.8倍へ
収益的収支の損益 (ア)	759,219	636,967	513,647	655,034	平均的な4人家族の料金 3,334円 → 6,001円
資本的収支の不足額 (イ)	△ 692,000	△ 586,000	△ 425,000	△ 834,000	
(ア)+(イ)	67,219	50,967	88,647	△ 178,966	
資金残高 (H28末 112,000)	179,219	230,186	318,833	139,867	

(西伊豆町)

	H26	H29	H39	H49	H59	H68
給水人口 (人)	8,780	8,033	6,057	4,378	3,309	2,572
有収水量 (m ³ /日)	4,340	3,962	2,977	2,191	1,629	1,248
施設利用率 (%)	29.4	26.0	17.5	12.0	8.9	6.8

(単位：千円)

	H29~38 (2017~2026)	H39~48 (2027~2036)	H49~58 (2037~2046)	H59~68 (2047~2056)	計 (2017~2056)
施設更新需要 (現状規模を維持)	1,254,160	1,113,478	964,882	1,548,064	4,880,583
供給単価 (円/m ³)	146.7 (H29~33) 174.2 (H34~38)	202.2 (H39~43) 242.6 (H44~48)	298.8 (H49~53) 373.4 (H54~58)	462.0 (H59~63) 501.2 (H64~68)	供給単価の増 H27 (121.9円/m ³) の 4.1倍へ
収益的収支の損益 (ア)	881,633	818,853	1,007,876	1,092,872	平均的な4人家族の料金 2,592円 → 10,627円
資本的収支の不足額 (イ)	△ 893,000	△ 903,000	△ 952,000	△ 1,076,000	
(ア)+(イ)	△ 11,367	△ 84,147	55,876	16,872	
資金残高 (H28末 382,461)	371,094	286,947	342,823	359,695	

官民・民民の連携

(美しい伊豆創造センター・賀茂振興局)

(要旨)

「官民・民民の連携」第 6 回、第 7 回専門部会を開催したので、その概要を報告する。

1 概要

日時等	第 6 回 平成 28 年 11 月 7 日(月)10:00~11:30 第 7 回 平成 28 年 12 月 27 日(火)10:00~11:30
参加者	管内 6 市町企画・担当課等及び美しい伊豆創造センター、賀茂振興局
協議内容	・「伊豆半島周遊ルートの開発」 ・「歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり」

2 報告事項

(1) 伊豆半島周遊ルートの開発

ア 南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携した周遊ルートの開発

取組方針	・同協議会と連携し、地域公共交通を活用した観光モデルコースを作成する
進捗状況	・協議会事務局（県地域交通課）にて、計 62 コースの素案を取りまとめ ～コース内訳～ 【テーマ別】 観光地めぐり 34 件、 サイクリング 4 件、 ウォーキング 13 件、 アウトドア体験 11 件 【市町別コース※延べ数】 下田市 13 件、東伊豆町 3 件、 河津町 9 件、南伊豆町 10 件、 松崎町 7 件、西伊豆町 10 件
今後の取組	【H28 年度】 ・素案の精査及びダイヤ改正を踏まえた修正等を実施（県地域交通課） 【H29 年度】 ・修正済の素案を電子データ化し、同協議会及び関係市町団体等で活用

イ 新規性・先進性の高い取組み

(ア) 「オープンデータの作成」について

取組方針	・「トイレ情報」、「賀茂地域写真集」、「自転車関連（サイクルスポット）」の 3 テーマについてオープンデータを作成する
進捗状況	・「トイレ情報」（約 140 件）、「賀茂地域写真集」（約 330 件）については、 市町作成分を事務局で取りまとめ、確認作業中 ・「自転車関連（サイクルスポット）」は、他団体実施の調査結果等を収集中
今後の取組	【H28 年度】 ・H29. 3 月までに「ふじのくにオープンデータカタログ」にて順次公開 【H29 年度】 ・データの更新、新テーマの追加等を各市町と協議、連携し実施

(イ) 観光周遊アプリの利活用について

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担無しで利用可能な観光周遊コース紹介アプリ(ホームページ)を活用し、主に首都圏居住者を対象に観光ルート等の情報発信を行う
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局において、ホームページ上に掲載するロゴやバナー等素材の作成を検討中
今後の取組	【H28年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 3月までに素材の作成、ライセンスの発行手続きを実施
	【H29年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンスを各市町等と共有し、観光ルートを適宜入力し情報発信を行う

(2) 歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回専門部会(意見交換)の内容を踏まえ、各市町の実情に応じた取組を段階的に実施する 【STEP 1】 情報収集(地域資源の掘り起こし) 【STEP 2】 地域の機運醸成 【STEP 3】 具体的な課題(保存・活用)への対応策検討(個別案件への対応)
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・【STEP 1】 情報収集(地域資源の掘り起こし)の取組みとして、過去の歴史的建造物等調査事例の研究及び地域資源調査を実施中
今後の取組	【H28年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の歴史的建造物等調査事例の研究及び地域資源調査の取りまとめ ・平成29年度以降の具体的な取組みについて検討
	【H29年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・STEP 1 調査結果を踏まえ、【STEP 2】及び【STEP 3】の取組みを実施する

「オープンデータの作成」について

(美しい伊豆創造センター・賀茂振興局)

1 目的

地方自治体等が保有する公共データ等を活用したオープンデータの作成に取り組むことで、営利目的も含めた2次的な利用を促進し、情報発信の強化を図る。

市町単独ではなく、賀茂地域内で同一の様式により各種オープンデータを作成し、地域としてまとめて公開することにより、利用者の利便性をより高め、他市町との差別化を図ることで、更なる利用促進を図る。

作成テーマについては、平成 28 年 9 月に実施した「オープンデータの作成に関する説明会及び意見交換会」において各市町担当者から出された意見等を踏まえ設定した。

2 オープンデータ作成例

(1) トイレ情報

各市町で管理するトイレのうち、独立型のものについて作成し公開する。

(下田市抜粋)

No	名称	住所	使用可能時間	車いす	オストメイト	おむつ替えシート	ベビーチェア	緯度	経度
1	二丁目公衆便所	下田市二丁目3	24時間	×	×	×	×	34.675142	138.943980
2	市民文化会館前公衆便所	下田市二丁目1	24時間	○	×	○	×	34.675562	138.942943
3	下田港河岸公衆便所	下田市二丁目6	24時間	×	×	×	×	34.673443	138.945680
4	下田公園下公衆便所	下田市三丁目17	24時間	○	○	○	○	34.670874	138.946781



No1



No2



No3



No4

(2) 賀茂地域写真集(一部抜粋)

各市町広報担当者等が撮影した写真(市町に著作権が帰属する写真)を項目(「花」、「風景(花以外)」、「街並」)ごとに収集し公開する。

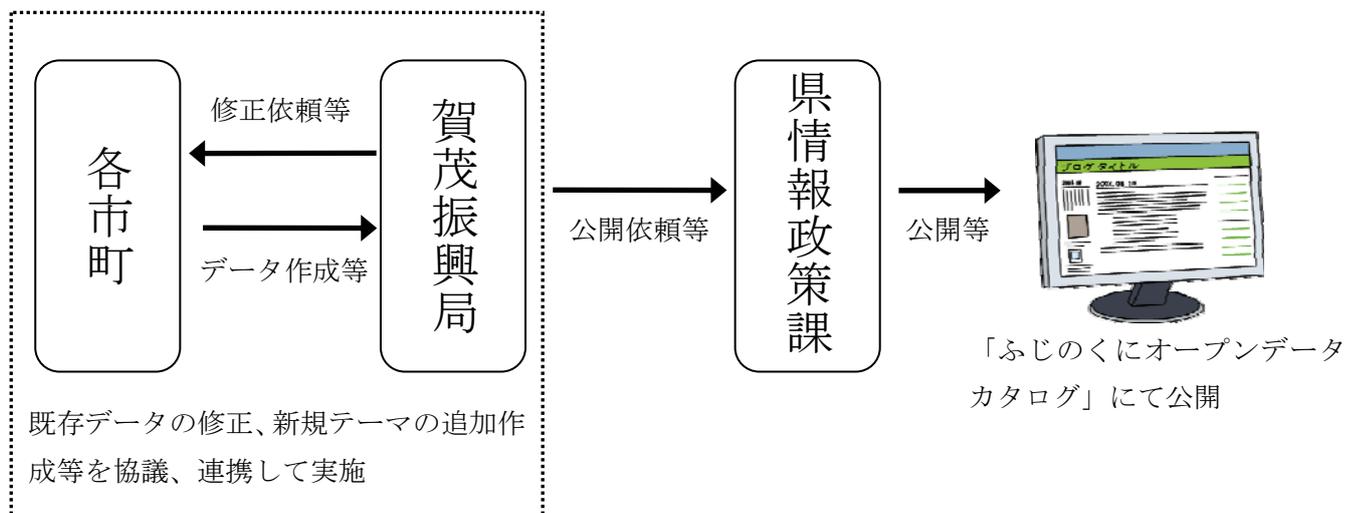
例：賀茂地域写真集－花－春



例：賀茂地域写真集－風景－夏



2 平成 29 年度以降事務処理スキーム



観光周遊アプリの利活用について

(美しい伊豆創造センター・賀茂振興局)

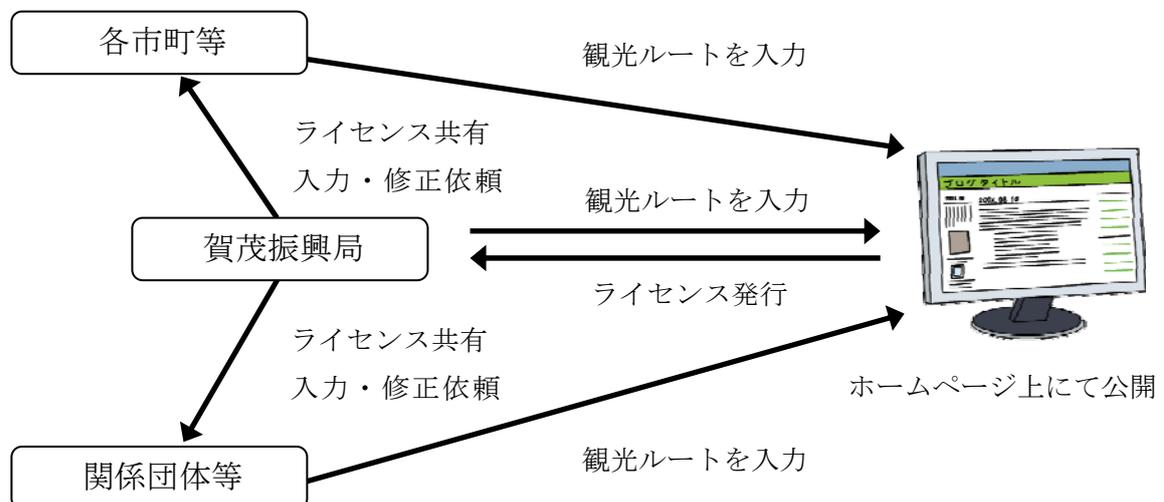
1 目的

費用負担無しで利用可能な既存民間観光周遊コース紹介アプリ(ホームページ) を活用し、主に首都圏居住者を対象に観光ルート等の情報発信を行う。

2 掲載イメージ(ホームページより一部抜粋)



2 平成 29 年度以降事務処理スキーム



平成 29 年 2 月 21 日

「賀茂地方税債権整理回収協議会」による市町村税共同徴収の実績

(下田財務事務所)

(要旨)

平成 28 年 4 月に設置した「賀茂地方税債権整理回収協議会」による市町村税共同徴収の実績について報告する。

1 平成 28 年 12 月末現在の徴収実績

前年同月比で全市町において収入率が向上し収入未済額が縮減されている。

(1) 収入率

管内計 2.4 P 増 (2 億 8 千 8 百万円の収入増と推計)

(2) 収入未済額

管内計 3 億 9 千 3 百万円の減

上段：27年度、下段：28年度

区 分 市 町 名	調 定 額			収 入 額			収 入 未 済 額			収 入 率		
	現年分 A 千円	滞繰分 B 千円	合 計 C 千円	現年分 D 千円	滞繰分 E 千円	合 計 F 千円	現年分 千円	滞繰分 千円	合 計 千円	D/A*100 現 %	E/B*100 滞 %	F/C*100 計 %
下 田 市	3,672,827	806,915	4,479,742	2,670,634	150,622	2,821,256	1,002,193	656,293	1,658,486	72.7	18.7	63.0
	3,638,551	669,903	4,308,454	2,678,836	137,188	2,816,024	959,715	532,715	1,492,430	73.6	20.5	65.4
差引 (H28-H27)	▲ 34,276	▲ 137,012	▲ 171,288	8,202	▲ 13,434	▲ 5,232	▲ 42,478	▲ 123,578	▲ 166,056	0.9	1.8	2.4
東 伊 豆 町	2,433,710	450,863	2,884,573	1,767,547	60,159	1,827,706	666,163	390,704	1,056,867	72.6	13.3	63.4
	2,434,764	386,855	2,821,619	1,790,317	74,979	1,865,296	644,447	311,876	956,323	73.5	19.4	66.1
差引 (H28-H27)	1,054	▲ 64,008	▲ 62,954	22,770	14,820	37,590	▲ 21,716	▲ 78,828	▲ 100,544	0.9	6.0	2.7
河 津 町	1,131,934	196,780	1,328,714	836,544	32,650	869,194	295,390	164,130	459,520	73.9	16.6	65.4
	1,235,395	147,696	1,383,091	913,102	41,280	954,382	322,293	106,416	428,709	73.9	27.9	69.0
差引 (H28-H27)	103,461	▲ 49,084	54,377	76,558	8,630	85,188	26,903	▲ 57,714	▲ 30,811	0.0	11.4	3.6
南 伊 豆 町	1,178,208	127,302	1,305,510	857,817	21,417	879,234	320,391	105,885	426,276	72.8	16.8	67.3
	1,172,493	105,473	1,277,966	869,686	17,653	887,339	302,807	87,820	390,627	74.2	16.7	69.4
差引 (H28-H27)	▲ 5,715	▲ 21,829	▲ 27,544	11,869	▲ 3,764	8,105	▲ 17,584	▲ 18,065	▲ 35,649	1.4	▲ 0.1	2.1
松 崎 町	908,027	157,830	1,065,857	675,371	25,226	700,597	232,656	132,604	365,260	74.4	16.0	65.7
	890,747	135,802	1,026,549	678,028	26,934	704,962	212,719	108,868	321,587	76.1	19.8	68.7
差引 (H28-H27)	▲ 17,280	▲ 22,028	▲ 39,308	2,657	1,708	4,365	▲ 19,937	▲ 23,736	▲ 43,673	1.7	3.9	2.9
西 伊 豆 町	1,184,307	74,107	1,258,414	899,629	35,697	935,326	284,678	38,410	323,088	76.0	48.2	74.3
	1,162,140	43,790	1,205,930	882,339	17,406	899,745	279,801	26,384	306,185	75.9	39.7	74.6
差引 (H28-H27)	▲ 22,167	▲ 30,317	▲ 52,484	▲ 17,290	▲ 18,291	▲ 35,581	▲ 4,877	▲ 12,026	▲ 16,903	▲ 0.0	▲ 8.4	0.3
合 計	10,509,013	1,813,797	12,322,810	7,707,542	325,771	8,033,313	2,801,471	1,488,026	4,289,497	73.3	18.0	65.2
	10,534,090	1,489,519	12,023,609	7,812,308	315,440	8,127,748	2,721,782	1,174,079	3,895,861	74.2	21.2	67.6
差引 (H28-H27)	25,077	▲ 324,278	▲ 299,201	104,766	▲ 10,331	94,435	▲ 79,689	▲ 313,947	▲ 393,636	0.8	3.2	2.4

賀茂広域消費生活センターにおける相談等の状況

(賀茂広域消費生活センター)

1 消費生活相談の概要

- ・ 1月末までに180件（市町職員受付の前年同期の2.7倍）の相談があった。
- ・ 消費生活相談では、あっせん等により延べ約760万円を救済（未然防止又は被害回復）。

2 市町別相談件数（相談者住所）（4～1月）

区分	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	その他・不明	計
28年度	63	28	15	28	15	16	15	180
27年度	10	12	10	4	20	10	—	66

3 年齢別相談件数（契約者）

年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
件数	2	11	13	21	17	35	43	38	180

4 販売購入形態別相談件数

形態	店舗	訪問販売	通信販売	マルチ等	電話勧誘	ネガ	訪問購入	不明・無関係	計
件数	32	16	68	2	26	3	4	29	180

注：マルチ等はマルチ商法・マルチまがい商法の、ネガはネガティブオプション（送りつけ商法）の略

5 主な消費生活相談

相談分類(※)	主な相談の概要	件数
放送・コンテンツ等	アダルト等のサイトからの架空請求、サイト会員の解約等	37
インターネット通信サービス	インターネット接続の解約、プロバイダ契約の不明な請求	13
役務その他	架空請求等の調査、修理の保証、高額な不動産手数料等	13
商品一般	個人情報の削除、ポイントギフトカードの失効等	11
電報・固定電話	IP電話の解約、迷惑FAXの対応、固定電話の解約等	9
他の健康食品	送りつけ、単発購入の申込が定期購入になっていた等	5
移动通信サービス	スマートフォン・携帯電話の解約等	5
工事・建築・加工	屋根工事、外壁工事、ベランダ工事等	5
自動車	中古車の解約等	5
その他	キャットフードの契約、在宅ワークの解約、寝具の解約、強引な訪問販売、商品が届かないネット通販（海外事業者）等	77
計		180

※ 国民生活センターが定めている全国共通の分類に基づく（中分類）

6 当センターにおけるその他の取り組み

(1) 消費者啓発街頭キャンペーンの実施

賀茂1市5町及び下田警察署と連携し、消費者の日(5/30)に1回、消費者被害防止月間(12月)に3回の街頭啓発キャンペーンを実施し、約500人に啓発チラシ等を配布。

(2) 出前講座の実施

消費者団体、老人会メンバー、区長、民生委員、ケアマネージャー、商工会職員、高齢者等の見守り協力機関・会社、小中高生など1,598人を対象に29回の消費者被害防止等に関する出前講座を実施した（1月末現在）。

(3) センター運営調整会議

賀茂1市5町担当課長、県民生活課課長、東部県民生活センター所長、当センター所長を構成員とする運営調整会議を7回開催し、センター運営について協議。

平成29年 2月21日

賀茂地域における県地震津波対策アクションプログラム2013のハード事業の進捗状況

(下田土木事務所)

1 津波対策地区協議会の進捗状況

市 町 (地区数)	方針策定見込み ○ : H28年度内見込 × : 来年度以降策定	施設整備の有無
下田市 (6地区)	○ : 3地区	整備なし : 3地区
	× : 3地区	整備あり : 1地区 (レベル1津波高さ未満の暫定高さで調整中) 検 討 中 : 2地区
東伊豆町 (5地区)	○ : 4地区	整備あり : 1地区 (レベル1津波対応高さ) 整備なし : 3地区
	× : 1地区	検 討 中 : 1地区
河津町 (2地区)	× : 2地区	整備あり : 2地区 (レベル1津波対応高さ)
南伊豆町 (4地区)	× : 4地区	整備あり・なし(地区内で別々) : 1地区 検 討 中 : 3地区
松崎町 (2地区4箇所)	○ : 1箇所	整備なし : 1箇所
	× : 3箇所	整備あり : 2箇所 (レベル1津波高さ未満の暫定高さで調整中) 検 討 中 : 1地区
西伊豆町 (4地区)	○ : 3地区	整備あり : 3地区 (レベル1津波対応高さか、暫定高さかを調整中)
	× : 1地区	検 討 中 : 1地区

2 海岸・河川・橋梁等の整備状況

(1) 津波を防ぐ対策

アクション		目標 (H34年度迄)	H28年度末 実績見込	摘要 (□囲みは整備済等)
レベル1 津波高 対応施設整備	海岸堤防 嵩上げ	7海岸 整備率65%	未着手 (0%)	吉佐美、下田港、手石港、松崎港、宇久須港、稲取漁港、妻良漁港の各海岸
	河川堤防 嵩上げ	3河川 整備率60%	未着手 (0%)	河津川、中木川、宇久須川
	水門 新設・改良	8水門 整備率60%	未着手 (0%)	稲取大川、稲生沢川、大賀茂川、青野川、那賀川、仁科川、殿田川、安良里浜川
津波到達までに閉鎖可能な水門等整備(自動化など)		17基 整備率80%	4基 (23%)	大賀茂川1(1)基、妻良漁港8(3)基、宇久須港8(0)基
耐震化 (液状化対策)	海岸堤防	6海岸 整備率60%	未着手 (0%)	下田港、手石港、松崎港、宇久須港、稲取漁港、妻良漁港の各海岸
粘り強い構造 への改良	海岸堤防	8海岸 整備率50%	未着手 (0%)	東伊豆、吉佐美、下田港、手石港、松崎港、宇久須港、稲取漁港、妻良漁港の各海岸
	河川堤防	3河川 整備率35%	未着手 (0%)	河津川、中木川、宇久須川
水門等耐震化		5基 整備率100%	2基 (40%)	前田川、五十鈴川、安良里浜川、不動尊川、子浦第2

(2) 津波に備える

アクション		目標・達成時期	H28年度末 実績見込	摘要 (□囲みは整備済)
避難階段設置	既存耐震水門	1基 H26年度迄	1基 (100%)	五十鈴川水門
	既存海岸堤防	3箇所 H25年度迄	3箇所 (100%)	東伊豆海岸 3

(3) 超広域災害への対応

アクション	目標 (H34年度迄)	H28年度末 実績見込	摘要
橋梁耐震対策 (県管理橋梁)	54橋	40橋(74%)	
緊急輸送路の整備 (県管理道)	0.89km	整備中(供用済延長無)(0%)	(国)136号 雲見～道部拡幅
緊急輸送路の要対策箇所整備 (県管理道)	108箇所 整備率85%	74箇所(69%)	道路防災事業箇所
岸壁耐震化	2岸壁	2岸壁 (100%)	下田港外ヶ岡栈橋、妻良漁港-3m岸壁

(4) その他

アクション	目標・達成時期	H28年度末 実績見込	摘要	
道の駅防災拠点化	3箇所 H27年度迄	3箇所 (100%)	下田、南伊豆、松崎	
砂防関係 施設整備	地すべり 防止施設	県下368箇所の備率50% H34年度迄	9/19箇所 (47%)	事務所毎の目標設定なし。 実績は下田土木管内分で参考 値。
	砂防設備 (土石流対策)	県下2,311箇所の整備率25% H34年度迄	73/417箇所 (18%)	
	急傾斜地崩 壊対策施設	県下3,354箇所の整備率40% H34年度迄	131/521箇所 (25%)	

賀茂地域の危機管理上の課題・対策・成果

(賀茂振興局危機管理課)

1 趣旨

賀茂振興局では、今年度、熊本地震の教訓などを踏まえ、管内1市5町と連携して、危機管理対策について再点検し、課題の整理を行った。この中で課題解決に向けた対応を急ぐべき重点項目を設定した上で、各市町と県が対策の実施や必要な検討を行ってきたので、その概要を報告する。

2 課題、対策、対応状況の概要

重点項目は、熊本地震の教訓や賀茂指揮官会議の議論を踏まえて設定（(1)～(3)は熊本地震の教訓、(4)は賀茂指揮官会議の議題）

(1) 災害対策本部

課題	対策	取組状況・成果
本部のある庁舎がL2浸水域内（下田市、東伊豆町、松崎町及び西伊豆町） 現下田市庁舎は耐震性なし	市民スポーツセンター（浸水域外、耐震性あり）に代替施設を確保。市庁舎は建設地を選定（下田市）	代替施設での職員初動マニュアルの整備及び参集訓練の実施（H29） 新庁舎建設位置庁内検討委員会の開催（3回）
	熱川図書館に代替施設を確保するも職員の参集に課題あり。稲取地区の代替を検討（東伊豆町）	現庁舎への職員参集状況を検証し代替施設の有無を検討（H29 動員訓練）
	未使用となる幼稚園中川園（浸水域外）を、代替施設とする可否を検討（松崎町）	幼稚園中川園の改修を検討（H29）（地震津波対策等交付金の活用を検討中）
	当面、仁科、田子、安良里及び宇久須の各地区に災害警戒本部を設置（西伊豆町）	西伊豆町災害警戒本部組織表改正（H28.9）
本部要員用食料・水の備蓄不足（最低7日分） （下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）	水の備蓄が3日分のため増量（下田市）	水の備蓄（4日分）を計画的に増量（H28～）
	要員用の備蓄なし。購入検討（避難者用と共用）（東伊豆町）	左記について計画中（～H29）
	食料は避難者との区別がないため区別を検討。また、BCPで要員用食料について規定（河津町）	左記について計画中、BCP作成中（～H29）
	概ね3日分を備蓄しているが、増量を検討（南伊豆町）	更新時に追加購入（H28）。副食の備蓄を検討。各職員に1日分の食料確保を周知（H28）
	要員専用の備蓄なし（避難者用と共用）。増量する。（松崎町）	左記について計画中（H29）
水の備蓄なし。購入検討（西伊豆町）	水の備蓄（約3日分）を計画的に増量（H28～）	
災害対策本部運営訓練未実施（松崎町、河津町、西伊豆町）	県（危機管理指導監、賀茂振興局）の支援を受けて実施（訓練計画、実施要領、情報フロー、レイアウト、広報、付与情報等の立案）	（指導、訓練） 下田市（H26、H27、H28） 南伊豆町（H27、H28） 松崎町（H29）、河津町（H29） ※東伊豆町は毎年実施（H25～） ※西伊豆町はH30以降（H25土砂災害で災対本部設置）

(2) 避難所

課題	対策	取組状況・成果
耐震化、落下物防止対策不十分 (下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)	県の交付金を活用して計画的に実施	左記について検討、実施 (H28～河津町は H27～)
避難所運営マニュアル未作成・未更新 (全市町)	県の運営マニュアル (H29 改定予定) を参考に、運営主体となる自主防を中心に作成・更新	左記について実施 (H29～) なお、南伊豆町は避難所運営マニュアルを改訂し (H28 年度中)、学校、自主防、行政による三者協議を実施 (H29)
福祉避難所施設の不足 (全市町)	温泉旅館等の活用	避難所使用協定に基づく受入基準の作成 (H28)
	追加指定 (下田市)	左記について 2 施設指定 (H28)
	追加指定 (東伊豆町)	左記について 2 施設指定 (H28)
	宿泊施設の利用を検討 (河津町)	左記について検討 (H28～)
	避難所の一部、民間施設の利用を検討 (南伊豆町)	左記について検討 (H29～)
	避難所の見直しを行う (松崎町)	左記について検討 (H29～)

(3) 物資拠点

課題	対策	取組状況・成果
物資拠点が L2 浸水域内 (東伊豆町、松崎町、西伊豆町) 耐震対策の遅れ (下田市)	鮎川基盤整備事業で取得する公共用地を代替拠点として検討 (松崎町)	左記について検討 (H29～)
	大型テントによる代替拠点設置 (下田市)	代替地選定及びテント購入検討中 (H29～)
	民間施設を代替として検討 (東伊豆町)	左記について検討 (H28～)
物資拠点運営マニュアルの未作成 (全市町)	県のマニュアルを参考に作成 (全市町)	左記について実施 (H29～)

(4) 災害医療

課題	対策	取組状況・成果
医療救護計画・救護所マニュアルの未策定、未更新	医療従事者等との意見交換会を開催し計画・マニュアルを策定・更新 (全市町)	市町職員の研修会を実施し、先進事例 (富士市) を紹介 (H28. 11) 救護所運営マニュアル策定 (東伊豆町、下田市、南伊豆町 H28)
救護所担当医師との連携不足 (東伊豆町を除く市町)	市町毎に担当医師との意見交換を実施し役割を確認 (東伊豆町を除く市町)	救護所担当医師との連絡会立上げ (下田市 H29. 2、南伊豆町 H29. 3)
医療従事者との緊急連絡手段の未整備 (東伊豆町を除く市町)	新たな連絡手段を構築 (東伊豆町を除く市町)	県の災害応援時連絡対応状況管理システムの活用 救護所担当医に防災行政無線を配布 (南伊豆町 H28 年度中)

平成 29 年度当初予算（案）

総合計画体系別主要事業一覧

静岡県教育委員会所管分

2-1 「有徳の人」づくり

重点項目	事業名	予算額(千円)
心と体の調和した人間形成の基礎づくり		
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小等の連携を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム作成、幼保小合同研修会の開催 ・賀茂地域におけるモデル研究(アドバイザー1人配置) ほか 	幼児教育連携推進事業費 (義務教育課)	18,400
<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校において児童生徒が静岡茶を飲む機会及び食育の機会を確保します。 <ul style="list-style-type: none"> ・県民会議の開催 ・国立・私立小中学校への静岡茶講座の開催 ・県内小中学校への茶の提供 補助率 10/10、1ヶ月程度/年 ・お茶に関する体験活動を行う小中学校への支援 補助率 1/2 ・栄養教諭等資質向上研修 	静岡茶愛飲関連事業費(新規) (お茶振興課・健康体育課)	70,000
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育に係る人材養成や、保護者に対する相談機会の提供など家庭教育を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員養成研修 県内3か所×2回 ・家庭教育支援チームの設置 25市町 	家庭教育支援事業費 (社会教育課)	6,100
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の力を活用し、家庭学習の習慣が身につけていない子ども達に放課後の空き教室等を利用して学習機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業 3市4か所 ・寺子屋の運営 週1回 ・対象:小・中学生20名×4か所 	「しずおか寺子屋」創出事業費 (新規) (社会教育課)	8,000
「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり		
<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外で活躍できるグローバル人材の育成を社会総がかりで支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・県拠出金及び民間からの寄付金を基金に積立て 	ふじのくにグローバル人材育成 基金積立金 (高校教育課)	40,000
<ul style="list-style-type: none"> ・高校生の海外留学、海外インターンシップの実施(合計200人) ほか 	グローバル人材育成事業費 (高校教育課)	40,000

重点項目	事業名	予算額(千円)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と連携した学校づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の連携体制の構築 学校支援地域本部の設置 19 市町 放課後子ども教室の設置 21 市町 ・コミュニティ・スクールの導入推進 推進会議の開催 CSディレクターの配置 H28 4市→H29 6市町 	<p>学校支援地域本部等推進事業費 (社会教育課)</p> <p>しずおか型コミュニティ・スクール推進事業費 (義務教育課)</p>	<p>40,000</p> <p>12,000</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡式35人学級編制を充実し、個に応じたきめ細かな指導を実現します。 <ul style="list-style-type: none"> ・H29～31の3年間で下限(25人)を段階的に撤廃 ・H29:小3～小4の下限を撤廃 	<p>静岡式35人学級編制 (義務教育課)</p>	<p>県単独措置等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ、不登校等に対するきめ細かな相談体制や指導の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 小中学校 H29 347人 高等学校 H29 25人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 小中学校 H29 66人 高等学校 H29 2人 	<p>生徒指導等推進事業費 (義務教育課・高校教育課)</p>	<p>390,196</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域校や特別支援学校等にICT機器を導入し、学力向上や教育課題の解消を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業実践 高等学校9校 特別支援学校3校 ・川根高校の遠隔教育における支援・充実 	<p>学びを拓げるICT活用事業費 (教育政策課)</p>	<p>35,000</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度に東海4県で開催する高校総体の成功に向け、準備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の開催 ・高校生活動の推進 ・競技役員及び競技補助員、審判員の養成 ・大会の広報活動 	<p>全国高校総体開催準備事業費 (健康体育課)</p>	<p>22,800</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校における外国語教育の充実を図るため、JET-ALTを配置する私立学校を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 報酬の1/2以内 	<p>私立学校外国語教育支援事業費 助成(新規) (私学振興課)</p>	<p>18,780</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの高校生が在学中に海外渡航を体験できるよう、海外への教育旅行を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・台湾への教育旅行現地調査ほか 	<p>高校生国際教育旅行推進事業費 (高校教育課)</p>	<p>5,000</p>

重点項目	事業名	予算額(千円)
<ul style="list-style-type: none"> ● 県立学校の施設整備等を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校の整備 東部特別支援学校の移転改築 三島・田方地区、浜松地区の新設(事前調査) ほか ・ 老朽化した県立高校6校舎の改修 裾野、清水東、藤枝東、島田商業、掛川西、新居 ・ 長寿命化整備指針策定 ● 専門高校等の取組の周知促進に努めるとともに、社会の第一線で活躍する専門的職業人を育成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふじのくに実学チャレンジフェスタの開催 ・ 学習内容の高度化のための最新設備等の導入 ● 特別支援学校の教育環境を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバス増車 1台 ほか ● 私立学校生徒等の保護者負担の軽減と教育条件の向上等を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校44校、中学校27校、小学校4校、幼稚園等233園 ・ 低所得世帯等に対する授業料減免(高校) ・ 高等課程12校、専門一般課程48校、各種学校4校 	県立学校等施設整備事業費 (財務課)	2,635,000
	県立学校等長寿命化事業費 (財務課)	3,468,000
	産業教育関連事業費 (高校教育課)	177,700
	特別支援学校管理運営費 (特別支援教育課)	1,303,000
魅力ある高等教育・学術の振興		
<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県立大学及び静岡文化芸術大学の運営を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡文化芸術大学における観光学科、デザイン学部匠領域の設置に向けた準備(新規) ● 大学間連携の推進や学術の振興を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」運営支援 ・ 大学間連携による学術研究及び成果の発信 ・ 外国人留学生の受入及び日本人学生の海外留学の促進 	公立大学支援関連事業費 (大学課)	6,309,300
	ふじのくに学術振興事業費 (大学課)	53,070
生涯学習を支える社会づくり		
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然史を基本に環境史に広がる分野を研究領域とする、ふじのくに地球環境史ミュージアムの管理運営等を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の収集保管 ・ 自然史に関する調査研究 ・ 常設展、企画展 ・ 移動ミュージアム 	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費 (文化政策課)	197,652

主 要 事 業 参 考 資 料

事業名	幼児教育連携推進事業費	予算額	H29	18,400 千円	担当課(室)	義務教育課 (内線3140)
			H28	14,300 千円		
<p>1 事業目的 幼児期の教育と小学校教育との連携推進、子どもの発達や学びの連続性を重視した取組を実践することにより、幼児教育の充実を図る。</p>						
<p>2 事業概要 (単位：千円)</p>						
区 分		内 容			H29 当初	
幼保小連携推進		県による方針決定、モデルカリキュラム検討等 ・ 就学前教育推進協議会 2回 ・ 市町担当者情報交換会 3回 ・ 幼保小接続期モデルカリキュラム検討 ・ 賀茂地域幼児教育アドバイザー配置 1名			7,755	
人材育成		幼保小指導者の資質向上 ・ 合同研修、実践研修、希望研修の実施 ・ 市町幼児教育アドバイザー等育成、配置奨励 ・ 県幼児教育専門員配置 2名			9,912	
情報発信		施策や研修情報の公開 ・ Webサイトの管理運営 ・ スマートホンポータルサイトの管理運営			733	
		計			18,400	

主 要 事 業 参 考 資 料

事業名	静岡式 35 人学級編制	予算額	H29	国加配、県単措置 40 人	担当課(室)	義務教育課 (内線 3151)																																				
			H28	国加配、県単措置 45 人																																						
<p>1 事業目的 国の施策による小1、小2に加え、小3～6、中1～3において静岡式 35 人学級編制を継続することで、きめ細かな学習・生活指導の実現を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">35 人学級編成 (少人数学級) における下限撤廃</td> <td> <p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実情に応じ選択 <現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、ただし、下限 25 人 <p><H29 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、下限なし ・ 平成 29～31 年度の 3 年間で、1 学級あたりの児童生徒数の下限を段階的に撤廃 ・ 平成 29 年度は小 3～4 の下限を撤廃 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">35 人学級 必要教員数 (H29)</td> <td>538 人 国加配 498 人＋県単措置 40 人 (人件費に計上)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><参考> 静岡式 35 人学級の編成</td> <td> <p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実態に応じて選択 ※少人数指導：1 学級の人数の上限 40 人で、少人数の学習集団に分かれて授業を実施</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"><少人数学級の下限 (25 人) 撤廃スケジュール></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">H28</th> <th style="width: 10%;">H29</th> <th style="width: 10%;">H30</th> <th style="width: 10%;">H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小学校</td> <td style="text-align: center;">1、2年</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">国制度により下限なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3、4年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">下限撤廃</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5、6年</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">下限撤廃</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">1～3年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">下限撤廃 →</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	内 容	35 人学級編成 (少人数学級) における下限撤廃	<p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実情に応じ選択 <現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、ただし、下限 25 人 <p><H29 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、下限なし ・ 平成 29～31 年度の 3 年間で、1 学級あたりの児童生徒数の下限を段階的に撤廃 ・ 平成 29 年度は小 3～4 の下限を撤廃 	35 人学級 必要教員数 (H29)	538 人 国加配 498 人＋県単措置 40 人 (人件費に計上)	<参考> 静岡式 35 人学級の編成	<p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実態に応じて選択 ※少人数指導：1 学級の人数の上限 40 人で、少人数の学習集団に分かれて授業を実施</p>		区 分	H28	H29	H30	H31	小学校	1、2年	国制度により下限なし				3、4年		下限撤廃	→		5、6年			下限撤廃	→	中学校	1～3年				下限撤廃 →
区 分	内 容																																									
35 人学級編成 (少人数学級) における下限撤廃	<p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実情に応じ選択 <現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、ただし、下限 25 人 <p><H29 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の人数：上限 35 人、下限なし ・ 平成 29～31 年度の 3 年間で、1 学級あたりの児童生徒数の下限を段階的に撤廃 ・ 平成 29 年度は小 3～4 の下限を撤廃 																																									
35 人学級 必要教員数 (H29)	538 人 国加配 498 人＋県単措置 40 人 (人件費に計上)																																									
<参考> 静岡式 35 人学級の編成	<p>「少人数指導」又は「少人数学級」を学校の実態に応じて選択 ※少人数指導：1 学級の人数の上限 40 人で、少人数の学習集団に分かれて授業を実施</p>																																									
	区 分	H28	H29	H30	H31																																					
小学校	1、2年	国制度により下限なし																																								
	3、4年		下限撤廃	→																																						
	5、6年			下限撤廃	→																																					
中学校	1～3年				下限撤廃 →																																					